

第10日目（12月15日）

○議 長（塩谷寿雄君） おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から欠席、牧野晶君から早退の届出が出ておりますので、報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位12番、議席番号2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 発言を許されましたので、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

1 移動販売車の復活と拡充について

大項目の1番、移動販売車の復活と拡充について伺います。塩沢のAコープが閉店し、それに伴い塩沢地域全域をカバーして運行されていた移動販売車もなくなってしまい、「困っている」「ぜひ、復活させてほしい」という声が、たくさん私のもとに寄せられています。

また、これまで移動販売車の運行がされていなかった地域においても高齢化は進んでおり、買物に不便を感じている方も増えています。買物は生活に欠かせない行為であり、先般、先輩議員が一般質問で取り上げられたとおり、高齢ドライバーが自分自身の運転に不安を感じながらも、免許を返納できない理由の一つにもなっています。

小項目1、買物弱者、買物難民に対する市長の考えをお伺いします。

次に小項目2についてお尋ねします。塩沢地域で運行されていた移動販売車はみのり号の愛称でトントンの音楽を流しながら地域を回り、食品全般だけでなく日用品も販売し、少量ずつながら種類を豊富にそろえていて、自分の目で見て選んで買いたいという要求も満たしてくれており、まさにその地域の日常の暮らしを支える存在でした。毎週決まった曜日と時間帯にやってくるみのり号は、その地域で暮らす、特に高齢の方たちの生きがいといっても過言ではない役割を果たしてきていたことが、皆さんのお話を聞かせていただいてよく分かりました。

音楽が聞こえるのを待って、中には音楽が聞こえないうちから時間を見計らって家を出て、みのり号がとまるいつもの場所に向かう人、そこで待っていれば1人また1人といつもの顔が集まってきて、畑のこと、料理のこと、知人の消息まで、ネットでは知り得ない温かくて貴重な情報が交流され、お互いの安否確認の場でもありました。そういう場をみのり号は提供してきていました。

ある高齢の女性はとても社交的で、出歩くのも人とおしゃべりをするのも大好きな方で、みのり号だけでなく市民バスが自宅の近くにとまってくれていたときは、市民バスも利用してよく出かけていたそうですが、市民バスの停留所が遠くに移ってしまい、膝が痛くてそこ

までは歩けないからと、みのり号が唯一の楽しみになっていました。みのり号が来なくなって以来、コロナ禍で近所にお茶飲みに行くのものはばかられる風潮も手伝ってか、ほとんど家から出なくなってしまったといいます。

全国では、移動販売車を自治体が国の補助金と合わせて独自に補助し、地域の見守りを兼ねて運行し、買物弱者対策にとどまらない役割を担っている事例もあるようです。移動販売車を復活させ、これまで運行していなかったところへも拡充させることの意義は大きいと考えますが、移動販売車が持つ機能や役割について市長の見解を伺います。

小項目3についてお尋ねします。市長の所信表明からも、これまでの議会での答弁や公式の場での発言などからも、市長は、市民ができる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで送れることを願っておられるのだと感じています。10月7日の保健・医療・介護・福祉が連携したまちづくりプロジェクトチーム会議でも、小さな拠点づくりとして買物支援の取組について説明し、意見交換を行ったと所信表明でもおっしゃっていますが、市内のいわゆる買物弱者の実態についてどのような調査を行っているのかをお聞かせください。

壇上からは以上です。

○議 長 川辺きのい君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、川辺議員のご質問に答えてまいります。初めての演壇、緊張されますか。私も思い出します。私はここで、最初の登壇で20数分間しゃべってしまって、本当にしどろもどろだったのです、私はですね。今お聞きしまして、本当に歯切れもいいですし——失礼な言い方、生意気な言い方ですけども、観点もすばらしいと思っていますので、一生懸命答えますので、よろしく願いいたします。

1 移動販売車の復活と拡充について

まず、移動販売車の件です。復活と拡充ということですが、本当に今、買物弱者・買物難民と言われている方々が多くなってきていますし、これからますます増えていくだろうという予想の中で、今回のみのり号のとんからりん、とんからりんですね。とんからりんとひと踊りの例のフレーズの、私もずっと聞きなじんできたものであって、寂しくも思っていますが、今回JAさんのいろいろな統合や経営改革の中で、それが廃止になってきたということでもあります。誠にそういうことも含めて、今ちょっと状況が予断を許さないと思っています。

農林水産省の推計ですが、買物難民は、行政的には食料品アクセス困難人口と言うのですが、けれども——誰もこんな言葉で知りませんが、いわゆる買物難民の方々ですが、2015年に全国で825万人に上っていると。2005年からの10年間で——ここが大事だと思います——21.6%増加しているということです。わずか10年でこれぐらいの数字で増えてきている。3大都市圏においては、何と地方よりも逆に難しいのではないかとされていて、44%——比較してもすごいですね、都市部のほうが倍です——という増加をしているとされています。

買物弱者・難民が出てしまう原因——やはり一度ここでもう一回提起しておかなければいけないと思うのです、原因を。これはもう言わずもがな、我々が肌で感じているところでは

が、まずは、高齢者が増えていること。併せて、高齢者の皆さんを取り巻く環境が変化してきていることが挙げられると思います。公共交通機関の廃止や減便が追い打ちをかける。運転——今ほどお話もあって、昨日も塩川議員と議論をさせていただきましたが、免許証の返納の問題、様々あるかと思えます。加えて、食料品販売店舗が減少していることもあると思います。これは鶏が先か卵が先かの議論みたいなもので、結局負のスパイラルに陥っていくということだと思います。昔ながらの、町の顔であった八百屋さんや魚屋さん、肉屋さん、当該地区では、言葉はちょっと失礼かもしれないけれども、よろず屋さんというか、町にそれぞれあったわけですが、こういったものもなくなってきているということです。

地方に限らず、今ほど申し上げましたように都市部も含めた全国的に直面している問題だと思いますが、現在、対策が必要と考えている市町村は、全国で市町村の中で8割が対策は必要と言っている。そして、そのうち何らかの対策が実施されているところが7割程度——ちょっとこれは私、懐疑的ですが、いろいろ度合いがあると思います。今ほど議員がいろいろな補助を出してということではありますが、なかなかうまくいっている事例があまり耳に入ってこないのです。中には頑張っているところもあります。ただ、行政だけではこれは絶対できなくて、民間のやる気とか思いというか、そういったものが伴わないとできていかないということなので、なかなか厳しい課題だと思います。

今年度、議員がお話いただきました医療のまちづくりプロジェクト会議において、これをどうしても取り込もうということで強い意志を持ちまして、これまでいろいろなことを言っているけれども、違う角度から考えていかなければなかなか解決しないのではないかという問題があって、医療のまちづくりプロジェクトで立ち上げさせてもらっているのです。この問題に取り組みましたところ、実は、買物と医療受診は、非常に密接な関連性があると考えております。それであるからこそ始めています。市が掲げている医療のまちづくりの中でも、非常に重要な課題であると位置づけています。

今年度は、今ほどお話のあった塩沢地域の上田地区地域づくり協議会の皆さんと連携して、上田地区をモデル地区として、具体的な検討に入っている中の一環で買物難民の問題も取り込んでやってみようということで始めています。この中では、地区の郵便局を拠点として、そこにコンビニエンスストア——ローソンさんですが、ここの商品や地域のスーパーの商品——ローソン以外の地域のスーパーですね——も連携をさせることができないか。そして、移動販売車で巡回販売をしてはどうかという提案もありました。大変、狙っていたとおりのもちろん皆さんの議論が進んできているということです。既に全国での実績も、若干ローソンさんは都市部ではあるのです。先ほど言った都市部も大変なのです。そこでは実証がされているのですけれども、これを地方でもできないかという提案——地方では誠に最初の事例となるかもしれない事例について、今私どもと話を進めています。

収益を上げるためには——もちろん収益度外視ということではできません。がためにJAさんもやめたわけですから。そういうことを考えますと、収益をどう確保して事業を持続可能なものにするかという観点非常に大事だと思います。この中で簡単に買物に行くことがで

きない方には、私は、収益のハードルというのがありますが、非常に喜ばれるものだと思いますし、絶対必要なものだと考えています。単なる移動販売車事業として見ると、私は一歩も前に出られないと思っています、収益とかそういうことを考えると。しかしながら、それを度外視しても考えられないという中で、行政の在り方が非常に大事だと思っております、現在、まちづくりも含めた中で研究を今続けておりますので、よろしく申し上げます。あしたからあさってからというわけにちょっといきませんが、そういう方向で今、鋭意検討を始めたというところでございます。

2つ目のご質問の移動販売車が持つ機能、役割。今、電話やインターネットでの宅配利用、これも民間の事業者として取り組んでいる方はいます。こういったことも様々に状況をちょっと難しくしているところも一方、私はあると思っています。1つ目として、食料品等を届けることによって、買物に困っている人のライフラインとしての機能を果たすこと。これは言わずもがなです。命を守ると言っている、そういう機能があると思います。

2つ目として、事業という観点から見ると、新たに職をつくるという観点もあります。一方で辞めていく人がいますが、我々も関与する中で、新しい人材づくりということも一方であると思います。

3つ目としては、移動販売車が地域に行くことによって、議員、先ほどいみじくも話をいただいた地域のコミュニケーション、こういったものが非常に行える、そういう観点を併せ持っていると思います。

もう一つ挙げるとすれば、先ほどもお話ありましたが、出かける。何よりも家から一歩外に出る。こういったところが非常にあると思います。これらの健康という面や、そういった面からも私は非常に重要だと考えております。

3つ目のご質問の、どのような調査を行っているか。調査は行っておりません。なかなか行にくい内容かな。そして日々変わっています。先ほど言ったように10年間で20%、都市部では40%、この勢いの中でどうやって調査していくかということがあります。調査も1軒のご家庭にやったときに、各家の当主ではお年寄りの気持ちは分からないかもしれません。様々そういうことはあるのですね。

なので、私としては——先ほど議員もいろいろな人の話を聞いている。そしていろいろな意見が寄せられているというお話がありました。まさに我々は肌でもう感じています。そして私も市長である以上、当然そういう声はいっぱい聞いておりますし、加えまして、非常に自分としては大変すばらしい貴重な経験となった5年前の市長選で、1万8,000から1万9,000戸ありますが、全ての地域を——6か月かかります。6か月かけないで回ることはできません。実感として私は分かっています。その中でいろいろなお年寄りにも触れてきた。そして店舗が、ここの店がなくなったな、市長になって5年間たって、またこの店もなくなったか、この店もなくなったかという思い、みのり号もなくなったわけです。肌で感じるのが当たり前であって、私は調査というよりもそれ以前の問題として、もう既にこれは取り組まなければいけない課題になっていると感じているところでございます。

データは、その後、どこの地域を優先してやっていこうかとか、そういったところの裏づけとして、例えば店舗数とか、ただ単に買物弱者・難民の実態というところだけ捉まえても、私は見えない。そしてその店舗がまだやっているけれども、店舗のその後の継承がどうなるかとか、様々に思いを巡らしてやらないと、調査というのがただの調査になってしまうと私は思います。なので、調査を軽視しているわけではありませんが、今後様々に展開していく中で、優先順位をどうするかとか、様々考えるときに裏づけとなる調査や、逆にその地域の地域づくり協議会の皆さんはもっと、あそこの家はお年寄りが1人になっていくとか、全部肌で分かるわけですね、感覚としても。そういうことを捉まえてやっていくべきだと思っております。

以上です。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 1 移動販売車の復活と拡充について

買物難民に対する支援の必要性については、市も認めていると理解しました。移動販売車の運行については、それだけでは、困っている様々なニーズに応えられるわけではない。問題は、やってくれるところがあるのかという内容でしたが、確かに困っている中身は当然様々あり、移動販売車の運行によって全てのニーズに応えられない。それは当然です。全てのニーズに応えようとすれば、別途対策を講じることが必要になります。

移動販売車には、冒頭言いましたとおり新型コロナで籠もりがちな高齢者が遠慮なく地域の人と顔を合わせられる——市長もおっしゃいましたが、コミュニティーの場を提供する役割を持ち、ミニスーパーとしていろいろな商品を見て、自分で選んで買うというワクワク感を味わえる場にもなり得るもので、高齢になっても張り合いを持ち健康に暮らせる。ひいては医療費の削減や、市長も望んでおられるように、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後までを後押しする力にもなると考えています。問題はやってくれるところがあるのかということですが、市は移動販売車事業をやってほしい。どういう援助があれば受け取ってもらえるのかなどの打診を幾つかの事業者に対して行ったことがあるのかを、お聞かせいただけますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 移動販売車の復活と拡充について

その点につきましては、まさに先ほどお話をしたとおり、もうローソンさんとしています。あとは一歩踏み出せるかどうかというところのハードルがどこにあるかということで今やっています。なるべく、早く実現に向けていきたいのですが、先ほどお話をしたとおり、事業として黒字化ができるような問題であるのか。はたまた、いろいろなアイデアを持ち合えば、それが少なくとも行政からの——私は行政の出動ゼロではできないと思っているところがあるのですけれども、しかし、それを前提に事業を組み立てるわけにはいきません。それをいかにリスクを減らして実現化に向けるかというのがやはり、我々と相手様とそしてこの思いの共有、その中で進めていかれることだと思っておりますので、やっていきたいと思っております。

いろいろお年寄りの不便さというのは、食品だけではないですからね。例えば、選挙の投票だってそうですよ。発想を変えていかなければならないです、もう時代は。加えて図書館も、図書館に来いではないです。全国にある図書館にすばらしい事例があります。移動図書館ですね。例えばそういうことも含めて、我々は地域というものを背負い込んでいるのだという意識がなければ、この事業の一步前のことはできませんから。そういう強い思いを持ってやっていく必要があると思います。ただ、繰り返しますが、採算的になるべく合うように頑張らなければいけないということは事実だと思いますので、よろしくお願いします。もう検討を開始しています。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 1 移動販売車の復活と拡充について

ありがとうございました。いろいろ考えていただいているということですが、見附市ではスーパーマルイと契約し、とくし丸という移動販売車が運行されています。12月2日付の朝日新聞デジタルに、そのとくし丸に同行取材した記事がありました。その一部分を読ませていただきます。

移動スーパー大手のとくし丸の販売車は全国で900台以上、徳島市の運営会社によると、創業した2012年にはわずか2台だった。販売車の1日の売上げのうち約18%が販売員の、残りが提供契約を結んだスーパーの収入となる仕組みとなっている。

新潟県内では11月時点で46台が稼働しており、運営会社によると都道府県別では最多。2018年夏に佐渡市で1台目が販売を始めた後、3年余りで急増したという。その46台のうち約8割が見附市に本社があるスーパーマルイが契約した販売車。同社によると、もともとは商品の無料宅配事業を展開していたが、経費や現場負担の大きさなどを考慮して移動スーパーに転換。佐渡の1号車が好調だったため、同業他社に先んじて県内の販売地域を押しさえようと急拡大させたという。

1台当たりの売上げは1日平均10万円。移動スーパー事業の売上高は同社全体の約2.5%という。同社の矢引敏幸店舗営業部長は、「新潟は車社会。免許を返納したら即買物難民という場合もある」と言い、「思っていた以上に買物難民はいて、年々増えている。いまだ県内には移動スーパーの空白地がある」とも。来年3月までにさらに3台増える予定だ。

販売車に同行して目についたのは、やはり買物難民とも呼ばれる高齢者の多さだ——中略します——また、見附市はスーパーマルイと高齢者の見守り協定を結んでいる。1月には移動販売車の販売員からの連絡で、独居の高齢男性の死亡に気づく事例があったという。

一例として記事を読ませていただきましたが、この記事の前半部分には、「これがなかったら兵糧攻めだ」、「自分で見て買いたいから」など利用者の声載っていて、利用者の多様なニーズにこのとくし丸が応えていることが分かりました。現代社会において買物をせずに生きてはいけません。私のもとにも「おら、みのり号が来なくなって干上がってしまうて」という切実な訴えが届いています。とくし丸の利用者が同行取材の記者に、「これがなかったら兵糧攻めだ」と言っていたように、買物難民の問題は生存権に関わる問題です。行政にはそ

れを守る責任があります。

全国で少なくない自治体が、国や県の補助金や交付金なども活用し移動販売事業を応援しています。津南町では、町が補助金を出し移動販売車の運行の立ち上げを援助して今も喜ばれています。当市においては地域限定とはいえ運行の実績があり、復活してほしいという要望も強くあります。ぜひとも、まずは復活の要望に応え、その実績を足がかりに拡充する方向で調査研究し、ご検討いただきたいと思いますが、改めて思いをお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 移動販売車の復活と拡充について

とくし丸の事例はずっと私も気にして見えています。いろいろなところで報道があります。すばらしい取組であったと思いますし、そういう思いです。ただ、私どものところは——先ほどのスーパーマルイさんという話が出ました。先ほどから繰り返して、聞き漏らしてもらいたくないのは、ローソンさんの考えは、この地域のスーパーともきちんと結びついていく。スーパーの皆さんの中にも、「市長、おごった」と。「我々もやりたいけれども、なかなかできない」という人たちがいっぱいいるという、そういう善意の集まりですね、当地域は。その皆さんの気持ちに応えるという意味においても、その事業、本体となるところがきちんとしっかりしなければいけませんので、そういう形で話を進めている。

要望を受けて動いているということにさせていただいても結構ですが、私としては、はるか以前からこの問題をずっと考えていたところでもあります。ただ、今回のみのり号のそれがなくなったというのが非常に、もっと真剣に考えなければいけないというきっかけになったということも事実でありますので、お伝えしておきたいと思います。十分、真剣に取り組ませていただきたいと思います。ただ、先ほどの観点もあるので。そこをいかにやっていくか、これが大事だと思います。

○議 長 2 番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 1 移動販売車の復活と拡充について

ありがとうございます。私はスーパーマルイに委託とか、とくし丸に委託とかということで今読み上げたわけではありませんので、よろしく願いいたします。また、スーパーマルイが今読み上げましたとおり、経費や現場負担の大きさなどを考慮して当初行っていた無料宅配から移動スーパーに転換したということのように、経費面からいっても、より多くのニーズに応え得る可能性からいっても、市がローソンとの話し合いをぜひとも詰めていただいて、移動販売車の復活を支援する意義は大きいと思います。ぜひとも、できるだけ早く実現に向けた検討、話し合いが行われますことを期待して、大項目の2番、燃料費補助についてに移らせていただきます。

2 燃料費補助について

小項目1について伺います。原油価格の高騰が市民の日々の暮らしと営業に大きな負担となっています。資源エネルギー庁の石油製品価格調査で、今年12月6日の新潟県の灯油販売価格は18リットルで2,143円。昨年11月30日の価格は1,659円でしたから、昨年に比べて

18 リットル当たり 484 円、約 3 割の値上がりです。これから本格的な冬を迎え、暖房のために灯油を使う場面が急激に増加することになりますが、この価格上昇の状況では、灯油代が気になって必要な暖房も控えるようなことが起きかねません。雪国において暖房はどうしても必要なものです。市長が所信表明で福祉灯油を実施する旨を表明されましたことに本当に感謝申し上げます上で、原油価格の高騰による当市の市民生活に及ぼす影響をどのようにお考えか、またどのような影響が既に生じているのかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 燃料費補助について

川辺議員の 2 つ目のご質問、燃料費補助についてお話をします。まず 1 点目のところ、答弁いたします。原油価格の高騰が市民の日々の暮らしと営業に大きな負担となっている。そして、市として影響についてどのように把握しているのかということですが、市の灯油購入契約単価というのがありまして、これによると前年同時期と比べて約 27%——11 月の税込みです。細かい数字はちょっと申し上げません。上昇しています。また、県の灯油購入費助成事業の説明会というのもありましたが、生活困窮世帯への影響について、1 世帯当たり 5,000 円程度の負担増と試算しているという説明がありました。

これ以外の具体的な影響の把握は、具体的にはちょっと行っていませんが、これも先ほどの話と同じように分かります、本当に高くなったわけです。ちょっと今下がってきていますけれども。原油価格高騰はエネルギー価格だけにとどまらず、様々な産業や物価への影響——全部影響してきますので、そういう広範囲に及ぶため、市民生活にも間違いなく影響を及ぼしているものと認識しています。生活困窮の皆さんもいますけれども、この後のご質問にもありますが、様々うちも冬に向かっての仕事をしている人たちがいっぱいいますので、一つ一つ挙げれば切りがありませんが、全てに影響していると考えております。

以上です。

○議 長 2 番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 2 燃料費補助について

深刻に受け止められておられると理解します。

小項目 2 に移ります。国は 11 月 12 日に関係閣僚会議を開き、会議後の記者会見で萩生田経済産業大臣は、本年度予算の予備費を活用することで、速やかに対策を講じていきたい考えを示し、金子総務大臣は、「地方自治体が生活者や事業者の支援に不安なく取り組めるよう財政支援をしっかり行っていく」と述べています。

新発田市は、11 月早々に市内の低所得者を対象に灯油購入費を補助すると発表しました。その後、他の自治体が次々と灯油代の支援を打ち出しています。また、新潟県が、先ほど市長もおっしゃったとおり、12 月 2 日に生活困窮世帯に灯油購入費用を 1 世帯当たり 2,500 円補助すると発表しました。県の制度は、購入費の補助事業を実施する市町村に補助する形のため、支援制度のない自治体の住民は対象になりません。県の発表を受けて当市としても対応いただいたことは本当によかったと思います。

併せて国は、地方自治体が生活者や事業者の支援に不安なく取り組めるよう財政支援をしっかりと行っていくと述べています。当市においても福祉灯油だけでなく冬こそ稼ぎどきのスキー場やホテル、民宿をはじめ、そこに付随したタクシー業も含む観光産業、医療、介護の施設、学校、保育園などの施設への燃料費補助、また屋根融雪や農業施設にかかる燃料費の補助も必要と考えますが、市長の見解をお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 2 燃料費補助について

大項目2番目の2つ目の質問に答弁申し上げます。今ほど議員もお話いただきましたが、今12月定例会初日の所信表明でも申し上げましたとおり、厳しい生活状況にある生活困窮世帯の皆さんに対しまして、緊急的に冬期間の灯油購入費の一部を助成する——いわゆる福祉灯油と言われるものですが、この事業を実施することと——もちろん議会の皆さんの同意があつてであります——させていただきたいと思ひます。今定例会に追加議案として提案させていただいておりますので、その際にはぜひとも、ご賛成いただくようお願いしたいと思ひます。

冬こそ稼ぎどきの産業というのが、当市は非常に大きいと思ひます。まさにこのことがあつて出稼ぎの地域から立ち上がってきた当市の歴史があるわけでありましたが、スキー産業を中心とした観光業が筆頭に挙げられますけれども、この中では農業もはじめ、市内産業全般にわたり原油価格の高騰というのは大きな影響が心配されています。もちろんハウス栽培もありますし、様々あります。

現在、新潟県では、この状況の中で制度融資のセーフティネット資金を原油価格高騰に対応した融資として既に設置しております。資金繰り等の支援も行っています。加えまして商工会さん、そして公益財団法人にいがた産業創造機構のところでは、経営相談窓口や、新潟県の中小企業金融相談窓口において、原油価格高騰の影響により、今後の資金繰り悪化が懸念される事業者の資金相談の受付を始めています。

今後とも国、県の動向を我々も注視させていただいて情報収集に努めて、支援策の周知の——事業者の皆さんも含めて知らないと困りますので、これにより事業者への支援を徹底してまいりたいと思ひています。非常に多岐にわたつて影響があるわけでありまして、全て市が全部やるわけには、当然まいりませんが、先ほど福祉灯油のほうは断行させていただきたいということでもあります。

医療施設のことにもお聞き及びなので申し上げます。現在、補助は考えておりません。介護施設については、施設の運営は介護報酬と利用者の利用料が主な収入源となつていまして、介護報酬はいろいろな状況を勘案して国が定めるとなつておりますので、この補助については、介護施設には現在補助は考えておりません。

学校施設については、南魚沼市内は全て市立の学校であることから、この定例会で補正をいただきましたが、この予算をもつて対応しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ちゃんと値上がり分を見て、予算出勤をしておりますので、よろしくお願ひします。

加えまして、保育施設です。これは、現時点では私立の保育園には補助は考えておりません。私立では公定価格で子供1人当たりの単価が設定されています。その中に加算項目として、冷暖房費加算とか除雪費加算などが設定されていますので、現状ではそれらの加算額により対応していただくものと考えておりますので、そのような答弁になります。ただし、今後の状況の変化——現在、値下がりが始まっています。これらもいいほうになってほしいわけですが、国などに様々な動きがあった場合には、私どもとしてはちゃんと対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 2 燃料費補助について

ありがとうございます。国、県の制度の周知徹底と、そのほか市としての対応を聞かせていただきました。できるだけ対応をしたいということだと思いますが、灯油は今のところ3割の値上げで、今冬の灯油代がどんなに大きくなるか。特にここ2年、3年、少雪、それから極端な豪雪、そしてコロナ禍が続き、国からのわずかな支援金で何とか暮らしや営業を維持し、耐えてきた市民や事業者の心配に、これでは応えられないのではないかと感じています。国、県の制度を最大限にまた活用しつつ、市としても実態に即してできる限りの財政措置を行い、市民生活を下支えすべきと考えますが、再度いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 燃料費補助について

最後にということですが、もちろんそう思っ取組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。気持ちは同じであろうと思ひます。しかし、我々が果たせる限界みたいなところと相まって考えていかなければなりませんので、当然、国県の動向を注視しながら、そしてそれだけではない、私どもも必要に応じてやらなければいけないことが出てくれば——市民生活を、経済を守るわけですから、果敢に取組ませていただきたいと思ひます。現状は今の答弁のとおりです。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 2 燃料費補助について

繰り返しになりますが、国は、地方自治体が生活者や事業者の支援に不安なく取組めるよう財政支援をしっかりと行っていくと述べています。支援は必要と考えているが、市の財政もあるということで無理があるというふうな答弁と受け止めるのですが、そういうのであれば、県や国に対し、さらなる財政支援を求めてでも必要な支援を行うべきではないでしょうか。

あわせて、市長が表明した福祉灯油についてですが、県は1世帯当たり2,500円としているわけですが、昨日の議会運営委員会に出された資料に載っていましたが、資料によれば市としても2,500円を上乗せして5,000円の補助で、対象は生活保護世帯及び非課税世帯とのことですが、その範囲で皆さんから十分暖かい冬を過ごしてもらえると考えているのか。十

分とまでは言えないというのであれば、そこを補う施策を何か講じておられると思いますが、お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 2 燃料費補助について

川辺議員……新しく、1回目のご質問ですが、一般質問は、やはりわきまえなければいけない質問。やはりこれから議案を審議するわけですね。なので、そのときにちゃんと話をしますと言っていますので、ここであまり見解めいたことを全部言っていないかどうか分かりません。ただ、言えることは言っていきますが、まずは現状を捉まえて私どもは……しかし、今後の事態がいろいろ生じた場合には、先ほども答弁しているではないですか。事態を捉まえて我々は市民生活や市民の経済を守るべきときには、国県が動かなくてもやらなければいけないときはやると、先ほど明言しているのですよ。それをもって分かっていたかかないと、やはりこれから議案を審議することについて、私がここであまり言うのはちょっと差し控えたいと思います。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 2 燃料費補助について

力強い答弁をいただいたと思います。コロナ禍を耐え忍んできてやっと少しずつ、手洗い、うがい、マスクを守りつつも以前の暮らしを取り戻し、経済活動の再開がされるかどうかという期待した矢先です。ぜひとも、燃料費の心配なく暖まり、なりわいを再開できるように、また屋根融雪の心配もしないで暮らせるような支援を期待したいと思います。そうした対策こそが、また健全な経済活動の循環、経済の循環を取り戻す本当に大道だと考えておりますので、ぜひともよろしく願いいたしまして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議 長 以上で、川辺きのい君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を10時30分といたします。

[午前10時14分]

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

[午前10時29分]

○議 長 質問順位13番、議席番号1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 おはようございます。傍聴の皆様、本当に今日はお忙しい中、来ていただいてありがとうございます。私は議員になる前に、「黒岩さん、議員になるなら、人の前に立つ人間になるのだから」と言われましたけれども、私は、議員は人の上に立つ人間ではなく、皆さんが議員の上に立つ人間であるべきだと思っております。私は皆さんに雇われた身として、しっかり投票してくれた分、裏切らないようにやっていきたいと思いますので、傍聴された感想とか、何でもいいので声を届けてください。そして、今日たくさん来てもらいましたけれども、この数が今後、減らないように頑張りたいと思います。

議員になって1か月半たちました。同僚議員の皆様、本当にこれまでありがとうございます。

す。注意したくなることもたくさんあったと思いますけれども、細かいところまで注意していただいて、本当にありがとうございます。妻に話したら、そういうことを言ってくれる方がこそが大事な存在なのだということで、どうかこれからも見捨てないでお願いいたします。そして、議会事務局の皆様、本当にありがとうございます。この1か月半いろいろなことを教えてもらって、特に若手の方たちが、議会だよりをどうやって変えれば1人でも多くの人に見てもらえるかということ真剣に考えている姿にはとても感動しました。そういった市の職員の方の頑張りが、どうすれば市民の方たちに伝わるのかということのを、この議会で皆さんと知恵を出し合いたい。どうすれば市の職員の頑張りが、一番感謝される形になるか、そこです。

1 新しい移住者を呼び込むために

林市長は、5年前に市長に当選されて、若者が帰ってこられるまちづくりをモットーにされました。そしてU&Iときめき課という特別な部署を立ち上げ、移住者促進に力を入れられてきました。移住者のセミナーを開いたり、雪を利活用したりとか、あとマガジンを発行したりとか、そういったもので移住者を呼び込もうとしましたが、令和2年度、県の調査によると、転入者よりも転出者が多い数が492人、これは過去最高です。転入者の数がずっと1,500人だったのですけれども、令和2年度激減して1,200人台になりました。転出者数は1,800人、1,900人で今1,700人ぐらいになっています。

つまり転入者が激減して転出者数は横ばいでちょっと減ったかなぐらいの勢いで、県内の転出超過率です。つまり人口当たりには占める転出が多い割合が県内で今4番目になりました。これも過去ワーストです。つまり5年間のU&Iときめき課、移住者を呼び込もうという事業がなかなか結果として出てきていない。どうすれば結果としてなるのかということのを、僕たちはここで話し合わなければいけないと思っています。

特に今、新型コロナで地方移住志向が高まっているので、福井県とかは過去最高の移住者を記録しているのです。にもかかわらず南魚沼に限っては、転入者数が1,200人台に落ち込んでいるという現状があります。どうすればいいのか。どうすれば、市の職員の頑張りが南魚沼市民に伝わるようになるのかということのを話し合っていきたい。

ここで、私も、そういうイベントを開いたりとか、雪を持っていったりとかマガジンを作ったりではなくて、そういったお金があるなら、もう直接市民に還元しようという政策の転換が今求められているのではないかと。特に子育て世代、もう出生率どんどん下がっています。もしかしたら年間300人を切るのも時間の問題かもしれない中でどうすればいいのか。

子育て世代——私、3歳と5歳の子供がいます。雨が降ったら、もともとはイオンのほのぼのに行っていたのですけれども、もう5歳の子が動き過ぎてほのぼのでは狭いということで、わざわざ十日町のめぐらんどというところに行っています。片道30分ぐらいかな。そこに行くと、五十沢から来ていたり、上田から来ていたりするのです。片道40分かけて。小学生にはほのぼのはもう狭過ぎて、めぐらんどに行くしかないみたいな感じで、めぐらんどにみんな集まってきているのです。そういった屋内施設をもっと造れないかと。

上田の小学生の子供とかがめぐらんどに行くと、初めて行って、「僕ここに住みたい」と言うぐらい、めぐらんどはすごいのです。ぜひ一度行って見てほしい。そういった子育て世代に特化してやっていけば、何が起こるかという、出生率が上がるだけではなくて、子育て世代の移住者をもっと呼び込めるのではないかな。

今後新型コロナで、都市部の子育て世代、本当に大変だと思うのです。先週の日曜日も僕、パパ友と遊ぼうとしたのですけれども、日曜の朝、長男が起きたら咳をしていたので、もう咳をした時点で遊べないではないですか。どうする——家にこもっている——いや、ここだったら山に行こうと。山に行けば誰とも特にすれ違わずに自然と遊べるわけですね。でも、都市部はそうはいかないですよ。公園に行くともすごい人ですよ。もう咳を1回しただけで家に閉じこもってしまいます。そういった子育て世代を呼び込むためにはどうすればいいか。皆さんと考えていきたい。

第1項目、4つ質問します。まず、転出超過数が過去ワーストになった。転出超過率も過去ワーストになった。この分析ですね。市としてはどう分析されているのか。

2つ目、転出している人が年間1,700人から1,900人でこの10年間はずっと推移しているのですけれども、その人たちがどこに行っているのか。年代別で女性、男性、20代、30代、40代、どこの自治体に行っているのかというデータはあるのか。もしあるなら教えてほしい。こういった推移できているのか教えてほしい。

3つ目、2020年、昨年10月、吉田市議の市政報告会で、林市長は過去4年で移住者が200人とおっしゃいました。過去4年で200人の移住者が南魚沼市に来たと。移住者の定義というのは物すごい難しいのです。移住者というのは誰なのかというのは、数えるとすごい難しいのです。なので、もし移住者という定義が既に市で確立されていて、それが統計としてあるなら、ぜひ知らせてほしい。どうやって移住者をカウントして年間どういう推移できているのか。特に転入者は激減しているわけですから、どうやって転入者とは別に移住者という枠を設けて数えているのかを知りたい。過去5年間の推移ですね。

最後の質問が、小学生まで楽しめる全天候型遊戯施設を造るなどして、子育てに優しいまちをアピールできないかということです。めぐらんどみたいなものを、もう具体的に場所まで言ってしまいますけれども、石打とかです。先ほど目黒議員が言った雪あかりとか、あの辺とかすごいいいと思うのです。あと石打は小学校が統合するではないですか、だから、1校空くところに造ったりとか。旧大和は、魚沼市のかたくりというところにみんな行っているのです、今新型コロナで閉まっていますけれども。かたくりに行くので、どちらかといったら塩沢方面に造ったほうが、湯沢の方も来られるのではないかとあったりとか、するのですけれども、そういった夢を語らせていただいて、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 黒岩揺光君の質問に対する市長の答弁を求めます。
市長。

○市 長 それでは、黒岩議員のご質問に答えてまいります。私は楽しみにしております。

ました。傍聴の皆さんもありがとうございます。共に——私は現職ですが、議員とおっしゃっても、市長を目指した議員と相対峙するという事は、私は非常に緊張感を持って今日は臨んでいます。加えまして、今夢を語るという話、まさにそのとおり。私が市長だったら、こうやるけれども、あなたはどうかなのだということが、私は一般質問の一番本当は最上位に来る目的だと思っているので、まさにそういう気持ちでこれからやっていきたいと思いますということでもあります。

1 新しい移住者を呼び込むために

一つずつ答えてまいります。新しい移住者の呼び込みです。まず1点目の市の転出超過率、また転出超過数が過去ワーストになっているが、これについての分析はどうだということですね。

南魚沼市の社会増減については、いわゆる転出超過が続いている。これは事実です。ここ数年の変化につきましては、データに基づいて外国人の転出入が非常に大きく影響していると、我々は考えています。

平成26年度から平成30年度までは、外国人が転入超過となっていたために、全体の転出超過を抑制していましたが、令和元年度及び令和2年度、いわゆる新型コロナの影響によりまして、入国が難しくなったことから、外国人が転出超過に転換してしまったために、合併以降で最大の転出超過となっているというのが実態だと思っています。それだけではないですよ。しかし、実態です。

市内には国際大学の学生さん、またその家族、加えまして一般企業の技能実習生など、これはほかの近隣市町に比べて外国人登録の割合が高いということが要因です。やはり分母とかそういう問題になりますので、私どもの市の人口の中で、やはりここが少し変わっただけでも大きな数字の変化が生まれてくるということをご理解賜りたいと思います。

2つ目のご質問です。過去5年間の転出者の移住先についてのデータは、平成28年度から平成30年度までの転出者数は、毎年1,800人弱で推移してきていたのですが、令和元年度は1,986人と10%程度上昇してしまったと。しかしながら、令和2年度には1,760人ということで、元の水準に戻りました。大体この辺が我々の今の実態であろうと思っています。

過去5か年の転出先については、新潟県内が4割弱、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県への首都圏というのですか、関東圏への転出が3割程度、外国への転出が2割程度ということでもあります。

新潟県が毎年実施している、新潟県の人口移動調査の5年間の集計を基にしたデータによりますと、転出者の年代は、上位から申し上げますが、20歳から24歳が17.84%、25歳から29歳が続いていまして17.49%、35歳から44歳が15.09%となっています。詳しいデータを、もちろん一応見て話をしております。

そして、3つ目のご質問です。私が吉田市議の市政報告会で話をした——動画を見たのではないですかね。ただ、黒岩議員、今後、人のそういうことはあまり……違うちょっと言葉を……吉田市議の——私が責任を持って上げているものではないので。ごめんなさいね。そ

ういうことはちょっと今後注意していただきたい。

そこで、確かに私は言っていると思います。「移住者が4年で200人くらい」と発言したが、算出方法と年間の推移は、ということです。移住者というのは、今ほど黒岩議員もお話のとおり、非常にどういう目的をもって移住なのかとか、これまでそういう実態をつかんでこなかったのですよ。なので、もしも言うとする、移住者とは、県外から定住の意思を持って南魚沼市内に転居した者と定義されているのですが、平成28年度、平成29年度については、私どもとしては、転入者データから年齢、世帯構成、住所、異動年月日を基に推計していましたが——私が市長になって最初の2年間ぐらいですね。これでは分からないということで、より詳細な移住者数を把握していかなければいけないということで、平成30年度からは転入者——うちの市に転入してくる方について、窓口アンケート調査を実施しています。アンケートの選択肢の中で、学生のUIターンであるのか、また社会人の就職・転職・起業であるのか——起業も含めます。そして、地方の暮らしや住環境を求めたことに伴う転入か——我々こういうのがあるがたいわけですから、そういうものなのかということを選択してアンケートに答えていただいています。それらをみんな含めて移住者と判断しています。

この調査によって、移住者数については、平成28年度が106世帯、140人ありました。平成29年度が135世帯で156人、平成30年度が134世帯、164人、令和元年度が154世帯、179人、令和2年度が146世帯、175人。この数字をどう捉まえるか。まだまだと当然思っていますが、選挙を経験したことがある人に対して、同じ気持ちだと思いますが、少し数字を明るい方向の話をしたかった私が200と言った数字を、そこを捉まえてよかった、悪かったというつもりはないと思っていますが、私としては大体この数字にあるし、毎年この数字で来ていますので、あながち当たっているし、逆に言えば、少なめに言ったのかもしれないと思っています。

ただし、アンケート調査は任意であるために——転入者に対するアンケート調査は任意なのです。なので、アンケート調査にご協力いただけなかった方というのがいらっしゃいます。平成29年、平成30年度と同様に、推計により算出しているということをご了解いただきたいと思います。令和3年度からは調査の精度をさらに高めるため、転入届にアンケート欄を設けさせていただき、全ての転入者に記載していただくことで、正確な移住者の把握に努め始めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4番目の最後のご質問ですが、遊戯施設を増設し、ということでもあります。十日町のめぐらんど、私も注目しております。実際に分かっておりますが、ここにいろいろな方々が行っていることは分かっています。そして喜ばれていることもよく知っていますが、私どもの——やはりほかの芝は青いという言葉があるのですよ。では、十日町の皆さんとか、近隣市は、私どもの実はイオンの中に設置した——国内初に設置したのですよ。イオンの商業施設には初めてです。そういう子育ての駅を造りました。ここには、逆に向こうからもいらっしやっているということもある。がゆえに、屋内遊技場を造らないと言っているのではないのですが、そういうこともあるので、一概に一つからだけで物を見ないようにしたほうが良いと私

は思っています。お互いにそれは評価し合っているところという意味で言っています。

第2次南魚沼市総合計画において、総合的な人口減少対策の推進として、出産・子育て・教育の幅広い分野の切れ目のない支援ということを私どもは考えております。出産、子育ての負担感を軽減する、子供を安心して生み育てられる環境づくり、これらによって事業を展開してまいりたいと思っている。ある一時代の世代だけを照らして、そこだけがよくなればほかよくなるかということ、そうではない。今度、学校に入る。学校はクラブ活動がある、部活動がある。加えて、医師がなかなか見つからない問題も、ここにおける教育環境という問題も触れられている。これは医師だけではなくて、ここにいる製造業の社長さん方は口をそろえて言います。こういった多くの複雑な、単純ではない大きな問題に、今、市は取り組んでいると思っていますので、方向性としてぜひ、大局からまた物を考えていただければありがたいと思います。

イオンの子育ての駅は全天候型で造りました。そして今、第二上田小学校の改修も、様々な天候時、または雪の降っている時期、こういったところにも対応できるような、球技場等を兼ね備えた体育施設として生まれ変わらそうとしてやっています。これも今申し上げたとおり、ひいては子育ての皆さんからもぜひご利用いただける、そういう施設造りに入っていくのだらうと思います。

出産祝い金のめごちゃん祝い金、今年度から始めました。第1子12万円、第2子15万円、第3子は20万円、これは全国で私はトップを走っている制度だと思います。加えまして、子供の医療費助成もいろいろなことが話が出ましたし、私も叱られたり、もっと拡充しろというのがありましたが、現在、18歳までの高みまで引き上げることができました。皆さんのおかげです。こういったことも含めてやっておりますが、一朝一夕にならないのがこの人口減少、そして様々な課題だと考えておりますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 新しい移住者を呼び込むために

何点か再質問します。まず、1番目の転出超過数が過去ワーストになったことに関し、外国人の要因が大きいということですが、令和2年度に転入者数が300人減しているのですけれども、これも外国人の影響が大きいのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 新しい移住者を呼び込むために

そういう細かい数字につきましては、担当部、担当課長のほうで答えるようになりますので、よろしくお願いします。答えてもらいます。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 1 新しい移住者を呼び込むために

それでは、黒岩議員のご質問に答えたいと思います。令和2年度は、日本人の転出者が1,312名、それから外国人の方が転出者468名。逆に転入された日本人の方は1,087名、転入され

た外国人の方が 327 名となっております。その増減をしますと、マイナス 366 名ということで、結局外国人の方がマイナス 141 名となっている。ここが非常に多くて、日本人の方は逆に過去 5 年間から見ると減りは減っているといいですか、減少率は減っているような状況でございます。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 新しい移住者を呼び込むために

令和 2 年度というと、新型コロナで地方移住が高まっている中で、湯沢とかだとプラス 50 人とか、逆に転入者のほうが多いのですけれども、それと比べて南魚沼が恩恵を、データを見る限りあまりあずかかっていない感じがします。それについては何かありますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 新しい移住者を呼び込むために

湯沢のことをお話しされたので申し上げますと、湯沢には国際大学はございませんし、湯沢で外国人のそういう労働者——いないわけではありません。観光事業にもいらっしゃるので、しかし、そういう影響を受けにくいと判断するのが一般論ではないかと思うのです。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 新しい移住者を呼び込むために

2 番目の市外へ転出した人のデータですけれども、県内が 4 割としていましたが、県内の中の自治体別の数はあるのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 新しい移住者を呼び込むために

このことにつきましても、担当部もしくは課長に答えさせます。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 1 新しい移住者を呼び込むために

それでは、令和 2 年度の県内の自治体のどこに転出したかというデータですが、一番多いのが新潟市となっております、213 名。それから長岡市が 2 位で 136 名、3 位が魚沼市、96 名となっております。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 魚沼市の 96 人これ……

○議 長 黒岩議員、「1 番・黒岩」と言ってから答えてください。

〔「1 番・黒岩」と叫ぶ者あり〕

○黒岩揺光君 1 新しい移住者を呼び込むために

魚沼の 96 人ですが、過去 5 年の推移はありますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 新しい移住者を呼び込むために

このことにつきましても担当部、課長に答えさせます。黒岩議員、最初なので初回だけ言っておきます。時間を考えて——これはアドバイス。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 1 新しい移住者を呼び込むために

過去5年間、魚沼市への転出を見ますと、大体90人から80人で同じ数値で推移しております。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 新しい移住者を呼び込むために

結構話を聞くと、魚沼に行くと、私は旧大和にいたのですけれども、魚沼に行けばスーパーもあるし、水道代も安いし、ガス代も安いからアパートに移る際に魚沼に行くという方が結構、私の耳には聞こえてくるので。ただ、5年間横ばいということなら、それが特に増えているわけではないということなので、そこら辺の分析も今後もっと出して、市民の意見を聞いていく形にすると、こういった形で転出が食い止められて、転入が増えるのかというのがもっとできると思うので、こういった具体的なデータを出してもらえるといいなと思いました。

あと、第2項目めに入る前にちょっと意見を言わせてもらおうと、イオンのことに関して、市長が国内初とおっしゃいましたけれども、国内初かどうかというのは、市民にとってはあまり関係ないというか、使いやすいかどうかですね。なので、国内初が市民にとっていいとは限らないので、その部分だけはしっかり共通認識でいたいと思ひまして、では、第2項目めにいかせていただきます。

2 市民の政治離れについて

第2項目め、市民の政治離れについて。直近の市議選で投票率が過去最低になりました。65%ぐらいでしたかね。これだけ転入者が減っていて、水道料金も全国トップクラスで、自殺者も増えていていろいろな課題がある中でも、政治に関心を持つ人が市民の中で減っている。それはある意味物すごい、僕たちにとっては重大なこととして、どうすれば市民の方たちが政治に関心を持ってもらえるか、もっと声を上げてもらえるかというのを皆さんと一緒に考えていきたいのですけれども。

5年前、林市長は市長選の公約で水道料金の基本料金1,000円値下げを公約されました、特定の世帯に対して——単身世帯とか高齢者世帯、子育て世帯。でも、この5年間まだ未達成のままですけれども、こういった公約に関して、もちろん達成できないこともあると思うのですけれども、達成できないなら達成できないで、なぜできないのか。どうすれば達成できるのか、いつまでにやるのかというのをしっかり説明していくと、もっと市民に政治が身近になっていくのかと思ひましたので、お聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民の政治離れについて

それでは、黒岩議員の大項目2つ目の市民の政治離れについてお答えします。まず(1)番の、水道料金の基本料金1,000円値下げはなぜ未達成なのかということです。

その前に投票率のことを話していました。一般論的にはそういう話がすぐ出るのですが、投票率が低いと政治離れ、本当でしょうか。私はそう思っておりません。投票率は天気にも影響します、様々。さきの町長選挙は大変な雪の中でありました。それがゆえに政治離れかというのは、私は少し短絡的だと思います。

加えて今のまま状況が安定しているので、そういう状況を乗り越えてまで行かなくていいという市民のご判断だったのかもしれませんが、あまり投票率が低いのが政治離れというのは、私はちょっと腑に落ちないところがありますが、答弁に代えます。

公約の内容ですけれども、私は確かに水道料金値下げを実行しますと言い切って5年前に選挙に臨みました。公約です。過大な水道施設を見直し、給水量を拡大し——これは使っていただかなければ、要するにペイしませんので——そして経営を効率化したいということを訴え、子育て世帯、高齢者世帯、単身世帯などを中心に基本料金を1,000円値下げするという内容を公約に掲げました。

この公約についてというご質問なので、申し上げますと、市長就任後、一番真っ先に水道料金値下げの公約の実現に向けて、私としては歩みを進めました。詳細な検討、制度設計を行ってまいりましたが、影響額が非常に大きい。そして最終的には基本料金を1,000円まで値下げすることは困難ということに至りました。これは自分としても公約違反ではなかろうかと、もちろんじくじたる思いに駆られたわけですが、これが実際の姿であった。

結果的に水道料金の値下げを——しかし、前に一步でも出すぞという思いの中から、全世帯を対象にして基本料金の一律減免を3年間実施するという、そういう制度で臨みました。概要は細かく言うところとちょっと時間がかかるのですけれども、大づかみで言うと、基本料金の一律減免は平成30年度から一月当たり215円、消費税が10%になっている令和元年10月から消費税を上乗せせずに——これ実質的には値下げなのです。ここを言う人たちがあまりいなくて残念ですが、これは大きいことです。意志を持って消費税を取らないということですから。

そして令和2年度まで1か月当たり220円の減免で臨みました。1,000円の値下げはできなかった。先ほど言った老人の世帯や高齢者世帯、子育て世帯、単身世帯ができなかったという中には、高齢者世帯については、非常に所得の低い方にはもう福祉的に減免がされているという実態。それから子育て世帯といっても世帯がまたがっているご家庭もあって、どこで線を引くのかということに最後まで制度設計上、悩み切ったというところがありまして、一律減免に踏み切ったということでもあります。

これは批判をされてもしようがありませんが、しかし、前向きにやってきたことは事実でありまして、少なくともこれからも、この後の答弁で申し上げますが、そちらの方向に向かって、私としては公約実現を果たしてまいりたいという大きな見地から取り組ませていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2 市民の政治離れについて

単身世帯、高齢者世帯、子育て世帯を安くしようという公約をされて、それができなかったけれども、全世帯に向けて 215 円ですか、減免した。単身世帯、子育て世帯、高齢者世帯を特別に安くしようという公約でやったのに、全世帯になったわけです。単身世帯なら比較的容易にキャッチできると思うのですが、単身世帯に特化して何かやろうとは思わなかったのですか。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民の政治離れについて

そのことも十分考えました。単身世帯の方は、特に南魚沼市の特徴というのは、持ち家率が県下で一番低いのです。アパート関係が多いということです。これは経済活動も含めてのことなので、喜ぶべきことだと思いますが、そういった皆さんは基本料金の絶対値を使っていない方もすごく多いです。加えてマンション等があります。あまり利用されていない部屋もあるわけですね。様々ありまして、これらの中で私としては今もって反省すべきは、やはり公約といえどもより調査をして——でも、そのときにはその調査をかけられる、なかなかそこまで私が全部を分かり切らないわけでありまして、言い訳ですけれどもね。

そういうことを全部勘案した中で考えると、私が公約よりもさらに上なのは、やはり水道料金というのは一律的な減免とか、もう少し大きな形の減免に向かう動きをつくらざるを得ない。これは長期にかかる部分もあるということでやっています。公約の中では何年までに 1,000 円を値下げするということは、私は書いておりません。その責任は取れないと思っていたからであります。これも言い訳にちょっと聞こえるかもしれませんが、私はそちらに向かって頑張っておりますので、そういうことでご判断いただきたいと思います。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2 市民の政治離れについて

南魚沼市の水道料金というのは全国でもすごい珍しくて、大口利用者に特別に割引されているのですが、その大口利用者の特別割引をなくして、そのなくした、浮いた分を単身世帯とか子育て世帯に回そうという考えはなかったですか。

○議 長 市長。

○市 長 これは 2 番目のほうの回答になっていっていいのですか。

○議 長 いや、1 番で今聞いているので……

○市 長 2 市民の政治離れについて

最初はそういう考え方、私個人の問題なので、立候補者の私の当時の、そのところにはちょっと思いは至っていませんでしたが、その課題はあるぞということは当然分かっていました。が、それはなかなか難しかろうと、やはり当時思っていました。その後、これから答弁する内容で触れていきますので、よろしくお願いします。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2 市民の政治離れについて

では、2つ目いきます。既に市報で料金体系の見直しについて何度も触れられていますけれども、なぜこのタイミングで、公約された5年後の今のタイミングでなったのかということと、どこまで決まっているのか、いつどれぐらいの料金にするのかとか、今の段階で分かっている内容を教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民の政治離れについて

私と黒岩議員のこの一般質問のやり取りは非常に興味も高かろうと思いますし、水道料金のことは市にとって大変大きな課題であるので、多くの方がラジオ放送等々、動画等で見ると思います。なので、少し丁寧にここは説明させていただきます。

水道料金に関しては、議員お話のとおり、市報で8月1日号から連続4回の特集を組ませていただきました。ご覧になっている方も多いかと思います。水道事業の現状と課題、これらが、これまで水道料金が高過ぎてという話をいっぱい聞いたけれども、実態やどういものであるかということ私にきちんと説明できた方というのは少なかったのです、残念ながら。今回、特集できちんとやったつもりです。そして事業や経営の現状、課題それから解消に向けた事業の方針、料金の見直しの必要性などについて、当然訴えもさせていただきながら、このシリーズを組みました。この中でも料金改定についても触れています。

「なぜこのタイミングで」という、議員のご質問ですが、水道料金の見直しについては重要な課題でありまして、このタイミングでやっているわけでも全くありません。それはちょっと認識を変えてください。前から取り組んでいます。

そして、平成30年度に策定した——一番のこれではいかんというところは、経営戦略における投資・財政計画を立てたわけです。この中で今の料金を維持した場合に、給水人口の減少も受けてくるわけです。人口減が、したくないけれども、今の道筋としてはなっていくわけでありまして、この中では令和7年度以降には収支が悪化して、経常収支でも黒字から赤字に転落するということが推計されたのです。

市報に掲載した特集の中でも触れています。使用量10立方メートルまでを一律基本料金2,460円にしていることは、使用量の少ない单身の方にとって負担感の大変大きい、そういうことを感じる料金体系となっていて、多くの方が疑問や不満を感じている、私はその筆頭だと思います。なので、あの公約もあったということですが、これはそういうことです。

これを踏まえまして料金体系の見直し、これは使用者の公平な負担となる料金区分、こうなるように近づくように現在作業を進めておりまして、いわゆる現在の用途別料金から、今度は口径別——水道管の大きさですね——の料金体系に見直したいものであります。

現在検討している口径別料金体系で改定を行った場合には、水道メーターのサイズが口径25ミリメートル以上を設置している方は、負担が増えて値上げになります、この改革を行っ

た場合には。この方々に対する説明は——これまでその料金でやってきたわけですから、急な変化をさせるわけでありますので、丁寧にしていかなければならないと思います。

そう簡単にはできないということですが、長期化する新型コロナウイルス感染症によって、深刻な影響を受けている事業者の方々に——大体そうなりますので、負担増となることから、経済活動の推移も見極めながら、例えば激変化をなるべく抑制していくとか、そういうことに心を砕いていく必要があると思っています。

料金改定の時期については、令和4年度中に料金改定の条例改正などにつきまして、議会の皆さんに提出していきたい。そういうロードマップで今臨もうということで、考えているところでありますので、よろしくお願いします。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2 市民の政治離れについて

令和4年度中に議会にかけるということですが、それまでのタイムスケジュールというかは決まっているのですか。

○議 長 市長。

○市 長 質問させてもらっていいですか。

○議 長 質問があるそうなので、時間を止めてください。

○市 長 令和4年度中にそういう条例の改正案を議会の皆さんにお諮りしたい、その旨で進めているということでありますので、そのほかに何か必要なところが、具体的には何か、どういうことを望んでいるのですか……（「今答えていいのですか」と叫ぶ者あり）いいのです。

○黒岩揺光君 令和4年度中ということは、2023年3月までということですよ。今は令和3年度——1年後か、1年3か月後……すみません。分かりました。

○議 長 どういう質問をしているのか、趣旨を聞いています。

○黒岩揺光君 趣旨は、何でそんなにかかるのかという、もうちょっと早くやってくれないかという……。

○議 長 はい、分かりました。時間をスタートしてください。

市長。

○市 長 2 市民の政治離れについて

これにつきましては、今ほど答弁の中にも含んでいると思いますが、激変化する部分もあるので、慎重にやっていかなければならないということを言っています。加えまして、いろいろな意味で準備がありますので、水道の部長がおりますので、答弁してもらおうことにします。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 2 市民の政治離れについて

改定の工程になりますけれども、これから令和4年度中を目指してやっているところがあります。水道の料金体系、いろいろ事業もそうですけれども、そういう検討するところが上

下水道審議委員会という組織があります。まずはこの中で、以前からちょっと現状なり、料金の方向性はお示ししてありますけれども、再度詳しい部分——現状なり、料金設定、料金の設定の仕方ですね。まずは総括原価といいまして、大枠の費用を定め、それを区分していく料金体系、水準の大枠を定めて、次に体系の区分をして制度設計していくというような形で、審議委員会の力も借りながら進めていきたい。

あとは市長申しましたように、必ず値上げの方がいらっしゃいます。そこに対して広報なり、出向いて説明なり、そういったことで丁寧な説明をして、なかなか理解は得られないかもしれないかもしれませんが、市の考えをしっかりと説明して、確実に一步ずつ進んでいきたいということで、今は1年間の予定を考えております。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2 市民の政治離れについて

簡潔に。今現在、上下水道で基本料金 4,385 円です。決まってないかもしれないですけども、決まっていなかったら決まってないでいいのです。今、市長が頭の中で考えられている、口径 13 ミリメートルか口径 20 ミリメートルで 10 立方メートル以内に使う人、どれぐらいと考えていらっしゃるのですか、今、頭の中で。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民の政治離れについて

頭の中というよりは、もちろんそういうのを全部準備していますので、どこまで答えられるかは別として、水道の部長から答えてもらいます。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 2 市民の政治離れについて

13 ミリメートルのメーターを持っている方が、市内全体で 2 万 4,000 世帯います、その 85%。20 ミリメートルが 10%で、合わせて 95%。以上のような割合になっています……（「それでなくて質問、今 4,385 円ですけども……」と叫ぶ者あり）

○議 長 待ってください。手を挙げて。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2 市民の政治離れについて

私の聞き方が悪くてすみません。今、料金は決まっているのか。決まっているのなら教えてほしいのです。決まっていなかったら、決まっていないでもいいのですけれども、何か頭にある料金があるかどうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民の政治離れについて

答えにくい部分は答えられませんが、できるところがあれば、水道の部長に答えさせます。決まっているわけではございません。ただ、推定とかです。言っていないかどうかはまだ。気をつけて発言してくださいよ。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 2 市民の政治離れについて

ただいま制度設計中です。詳しくは決まっておりません。
以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2 市民の政治離れについて

次にいきます。昨年の市長選、市長は39歳の新人候補をトリプルスコアで破りましたけれども、そのときの公約が早期に新しいごみ処理場の建設予定地を決めるということですが、この早期とはいつまでで、何でもまだ決まっていないのか。いつまでに決めるのか、お願いします。

○議 長 市長。

○市長 2 市民の政治離れについて

大変な市民の信任を得て、今ここに座らせていただいているので、非常に肩の荷が重いところではありますが、新ごみ処理施設のことにつきましては、私の絶対に達成していかなければならない大きな課題であります。

現在、二市一町の整備の取組を解消しまして、湯沢町と一市一町で、南魚沼市と一緒に造ることで今、場所の選定を進めています。私になったとき以前からももちろん始まっていたことですが、私になってから既に5年、加えてその1年前からという時期もありましたので、6年が経過しています。

この中で一日も早い事業の進捗が望まれる。中でも、建設予定地の建設用地の早期の決定というのが大きなステップであります。これに向けて鋭意、取り組んでいるところですが、候補地となる地元の行政区の皆さん、周辺地も含めてですが、このご理解をいただくということは極めて単純ではなく、難しい課題であります。現在、鋭意、誠意をもって進めさせていただいていることで報告としたいと思います。いつまでに選定できるか、市側の考えのみでお示しすることもできないということでもありますので、よろしくをお願いします。

黒岩議員もこの件については、よくよくご存じだと思います、今ここに立っている過程を。今度は議員バッジをつけたすばらしい議員となられましたので、共に市の将来や絶対になければならないこの施設を、共にやはり建設していこうという気概に満ちて議員活動を務めていただくことを、心から切に要望しますのでよろしくをお願いします。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2 項目めが終わる前に簡単に意見を言わせてもらいますと、水道料金……

○議 長 水道料金はもう終わっています……（「2 項目めが終わる前に」と叫ぶ者あり）項目が終わって、もう3のほうにいらっしゃいますので、水道料金は……（「終わり」と叫ぶ者あり）終わっていますので……（「分かりました」と叫ぶ者あり）新ごみ施設の……

〔何事か叫ぶ者あり〕

○黒岩揺光君 3 安心安全の医療体制構築を

では、医師不足にいきます。第3項目は6つ質問があるのですけれども、議長、6つ同時にいっては駄目ですか。

○議長 長 駄目です。

○黒岩揺光君 3 安心安全の医療体制構築を

では、3つ目いきます。医師不足というのですけれども、人口10万人当たりの常勤医師数は、南魚沼は215人です。県内で4番目に常勤医師が多いのです。常勤医師の確保を喫緊の課題として挙げられていますけれども、僕の耳に来るのが、結構医師の質だったりするのです。医師の方が目を向けて話してくれないとか、何かサービスの低下に関するコメントが多いので、まず南魚沼市の医師不足を解消するという場合に、どういう状況になったら医師不足は解消されたとなるのか。そのビジョンをお示してください。

○議長 長 市長。

○市長 3 安心安全の医療体制構築を

黒岩議員の3つ目のご質問の1点目です。「医師不足は解消された」というのは、どういう状況をもっていうのか。ビジョンについては通告外だと思いますので、ちょっとその点は再質問等でほかの質問のときにかぶってくるかもしれませんが、そのときに許させていただきますと思います。

まずは用意してきたところで私がお答えしたいのは、時間もないと思いますので少しコンパクトに言いますが、「医師不足が解消された」というのはどういう状況か。私は、市民の誰もが将来にわたって、安心して医療が受けられる状況にあること、その状態だと思います。特定の治療を除けば——これは中には専門的な、よそに行かなければいけない治療も当然あると思います、それは。が、地域内で治療が行われて、医師の勤務状況も——医師の皆さんも過酷な労働条件が常態化、いつも本当に寝る間を惜しんでの大変な、医療行為をすることなく、そういうことが解消されている。そして持続性のある医療体制——我々が枕を高くして寝られるほどの医療体制がきちんと敷かれること。これが医師不足の解消の、私は目指す姿だと思います。

以上です。

○議長 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 安心安全の医療体制構築を

2番目の質問です。市内の医療機関で5年以上勤務されている常勤医師数——常勤医師といっても2年や3年で辞めていく人もいると思うのですけれども、市内の医療機関で5年以上勤務されている常勤医師の数は把握されていますか。

○議長 長 市長。

○市長 3 安心安全の医療体制構築を

お答えします。民間の医療機関を含めた常勤医の医師数につきましては——市内とお聞きになっていますので——常勤医の医師数については、年度初めの数字は把握していますが、勤務年数や年度途中の移動までは把握はできません。

以上でございます。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 安心安全の医療体制構築を

市長、市民が安心して医療体制を受けられるという状況が、医師不足が解消されたという状況ということですが、患者の声ですね。市内の医療機関にはそれぞれホームページとか患者からの意見を随時受け付けていると思うのですが……

○議 長 黒岩議員、1 番は終わっているので……（「今 3 番です」と叫ぶ者あり）何番を質問しているか、今 2 番の質問をされていて……（「2 番は終わります。次 3 番いきます」と叫ぶ者あり）…… 3 番、はい。

○黒岩揺光君 3 安心安全の医療体制構築を

市内の医療機関はそれぞれ患者からの意見を随時受け付けていますけれども、市立の医療機関には最近 5 年間でどんな声が寄せられ、他の民間のところに寄せられる声は、市はどの程度把握されていますか。

○議 長 市長。

○市 長 3 安心安全の医療体制構築を

お答えします。患者さんからの声、市内とお聞きになりますので、まず市民病院からお答えします。ゆきぐに大和病院並びに市民病院それぞれに投書箱をまずは設置してあります。ご覧になったことあると思いますが、また、ウェブサイトには「お問合せ」という欄がありまして、ここからも市民の声、利用者の声が寄せられるというふうになっています。これらの病院に寄せられた市民の声は市長部局と共有しています。私のところにもまいります。全部見ております。このことにつきましては、定期的にそれぞれ病院内で様々なご指摘内容がありますので、これらにつきまして患者満足度調査を実施しています。加えて申し上げますと、私が市長になってからこの声を私のところに持ってきてくれという話をしたのです。それ以前は、私はなかったのではないかと思います。

民間のほうで申し上げます。これについては患者さんの声を把握した中で、日々の診療に当たっていただいているものと考えていますが、これを市が把握しているかという、そういうような経路で私のところに入手することはできません。

投書の件数をちょっとだけ最後に言います。これはお礼の言葉も結構あるのです。悪いことばかりではない。市民病院では大体年間 60 件から 90 件、多いときでは 100 件に迫る投書があります。大和病院でも多いところでは 20 件に迫るところがあると。毎年ちょっとばらつきはありますが、そんな状況になっておりますので、よろしく願います。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 安心安全の医療体制構築を

60 件から 90 件とか、20 件来る内容みたいなものは公表できるのですか。個人情報がない程度でどういった内容があるのか。

○議 長 市長。

○市 長 3 安心安全の医療体制構築を

私は病院に行ったときよく見っていますが、自分のところでも見ますけれども、どうやって掲載されているか。あそこに多分貼り出しもしています。これは病院の、うちの市民病院と大和病院についてを答えますので、これにつきましては、病院の事務部長から答えてもらえます。お願いします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 3 安心安全の医療体制構築を

ただいまのご質問です。投書についてですけれども、やはり待ち時間ですとか、そういった投書が多く寄せられております。あとは施設に関する整備不良ですとか、駐車場の整備不良、そういったところが多く寄せられておりますし、先ほど市長も答弁しましたように、感謝の言葉も多数寄せられております。スタッフの対応について、いろいろありがたい言葉もいただいております。

以上です……（「見られるかどうか、質問に答えて」と叫ぶ者あり）公表につきましては、先ほど市長が答弁しましたとおり、掲示板等で公表しております。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 安心安全の医療体制構築を

そういった集められた患者の声が今の新しい方針にはどう反映されているのでしょうか……（「これはちょっと質問する」と叫ぶ者あり）（何事か叫ぶ者あり）4 番目……（「4 番目」と叫ぶ者あり）

○議 長 もう4 番目の質問なので……4 番目の答弁を願います……（「答弁ではなくて質問」と叫ぶ者あり）4 番目の質問が出ているので、その答弁していただければいいと思います。（4）にいつているそうです。

市長。

○市 長 聞きたかったのは、新しい医療の方針にということですよ。

○議 長 患者の声を医療の……

○市 長 3 安心安全の医療体制構築を

ちょっと違うふうにも聞こえたので、ごめんなさい。では、答弁いたします。市立病院群に寄せられた患者さんたち、利用者の声はほとんどが——今ほど病院事務部長がお話したとおり、外来受診とか入院環境、その接遇とか、そういったことが誠に多いのです。身近な事柄に関すること、これは当然だと思います。

したがって、患者サービスの向上にはこれは反映をすごくできることがあるのですが、多分、議員お尋ねなのは、今後の医療の新しい方針、ここに反映されるのかとお聞きになっているのだと思うので、答えます。それを聞きたかったのです。今後の医療の方針とか、方向性、今まさに話題というか、大変な議論をしている医療のまちづくりの検討とか、そういうことに対する意見、提案はまずほとんどないという状況です。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

1 番議員、次に移るときは「次に移る」と言って質問していかないと、ちょっと分かりづらいので、「次に移ります」と言ってからいってください。

○黒岩揺光君 3 安心安全の医療体制構築を

すみません、次に移ります。5 番目、先ほどおっしゃったとおりに、新しい方針についての患者の声が拾いづらいとおっしゃっていますが、今回の件で、新しい医療方針をつくる上でパブリックコメントを実施する予定はありますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 安心安全の医療体制構築を

パブリックコメントのことについて、回答します。現在、基本の方針に基づきまして——医療のまちづくりのほうですね、基本の方針に基づいて今後の実施体制について、一般市民の方も参加をいただきながら、現在進めています。2つのプロジェクト会議をやっております。

ここで議論を経た後に全体計画を策定する必要があると思うのですね。これが自然なプロセスだと思います。なので、パブリックコメントの実施につきましては、当然そういう話があるでしょう。これは全体計画を策定した段階で検討していく必要があると思います。必ず通る道かと思っております。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 安心安全の医療体制構築を

最後の質問にいけます。ゆきぐに大和病院の移転先ですけれども、浦佐地区に3つの建設候補地を挙げられましたが、どういった市民の声を反映して3つの候補地が——選定基準は何だったのか、どういう基準でこの3つが選ばれたのか、教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 3 安心安全の医療体制構築を

どういう市民の声に基づいてという話をされると、市民の声に基づいて決めているわけではございません。しかしながら、例えば私は市長であったり、様々病院の関係者、前から申し上げている医療のまちづくりの検討委員会、その後の推進本部会議や例えばタスクフォースのいろいろな会議、途中からは全部医療従事者も私どもの職員もみんな入ってやっているわけですね。

これらの皆さんが、様々市民の皆さんの思いとかも聞き取っていないと考えるほうが、私はひん曲がった考えだと思うのです。当然考えています、みんなが。そういう声において市民の声も含めて様々考えて、これから申し上げる内容で決めていっております。

医療体制を継続していくために必要な条件が満たされていることが大前提で、具体的な項目というのは、敷地の条件——都市計画上か、例えばそこにどういう道が接点としてあるのか。例えば敷地の形状などはどうなのか。

2つ目です。周囲の環境——アクセスもあるでしょう、そして騒音や振動、様々、工事においてはそういうことも勘案しなければなりません。がゆえに、あそこの場所で県との約束に基づいて造り直すということに、今、様々みんなから大丈夫だろうかという声があって、場所の選定が拡大して進んでいるとご理解いただければと思います。

3つ目はインフラの供給状況——上下水道もあるでしょう、電力もあるでしょう、通信もあるでしょう、様々あります。加えて私が申し上げたいのは、今後100年以上を見通した、100年の計とと思っているので、その中におけるまちづくりの観点、こういったところも——私はですよ、やはり併せ持っていくべきだと思っております。簡単な考えで、移転先の3つの候補地を決めているものではございません。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 安心安全の医療体制構築を

残り2分となりましたので、簡単に私の意見を述べて終わりにさせていただきます……（何事か叫ぶ者あり）

○議 長 質問……

○黒岩揺光君 質問ね。私がこう思うけれども、市長にどう思いますかと聞いて終わりにします……（何事か叫ぶ者あり）たまたま浦佐の3地区というのが、ちょっと引っかかりまして、どういった基準で全部が浦佐になったのかというのが分かりやすく説明ができたらいいと思ったのと……1個だけ——思ったのですけれども、どう思いますか。

○議 長 浦佐の……。

○黒岩揺光君 3 安心安全の医療体制構築を

先ほど言った基準で選んでいったら、たまたま全部3つとも浦佐だったわけですね、きっと、恐らく。南魚沼市は随分広いですけれども、たまたま全部浦佐だったわけですね。

○議 長 市長。

○市 長 3 安心安全の医療体制構築を

基本的に誰が聞いても不思議に思わない立地状況ではないかと思うのですね。これをどこまでお尋ねか分からないですけれども、市内どこでもいいではないですかという考えですか……これを聞いてはいけないね。極めて、今、議論継続中です。その3つの候補地ですからね。ただ、やはり今の大和地域の医療需要、そしてニーズを満たしていくためには、必然的にこの辺りに造らなければいけないというのはあるのではないのでしょうかね、と思っております。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2分延長とか無理ですか……（何事か叫ぶ者あり）なし。すみません。

本当に今日は長い時間やらせていただいて、とても感謝——感謝してはいけないのか。残り15秒ですけれども、とてもいい意見交換ができました。また今後につながると思いますので、引き続きどうかよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議 長 「終わります」と言う。

○黒岩揺光君 終わります。

○議 長 以上で、黒岩揺光君の一般質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を11時40分といたします。

[午前11時30分]

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

[午前11時39分]

○議 長 質問順位14番、議席番号5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、議長から発言を許されましたので、一般質問、大項目、本日は2点について質問をさせていただきます。

1 G I G Aスクール構想の実現に向けた計画的な I C T環境の整備を

まず1点目、G I G Aスクール構想の実現に向けた計画的な I C T環境の整備を、についてであります。

南魚沼市におきましては、G I G Aスクール構想の実現に向けた I C T環境の整備については1人1台端末の整備に——これについては2学期に何とか間に合いましたが、夏休み期間を利用した教職員の皆さんの研修体制の整備や運用方針の策定と、これらの遅れにより、市内の各学校における進捗状況の格差が問題となっています。今後のG I G Aスクール構想の実現に向けた市の教育委員会の取組について、お伺いをいたしたいと思います。

まず、小項目の1点目でございます。 I C T環境の整備を円滑に進めるためには、 I C T専属の管理指導主事の方の配置が必須になるのではないかと思います。今後のこれらの取組の体制整備の方針についてお伺いしたいと思います。

続きまして、小項目の2番でございます。 I C T教育の推進には、1人1台端末の整備も重要ですが、これを使ってきちんとした授業を進めていくには、各教室への電子黒板の配置等も必須となってくると思います。今後の導入計画等ございましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

小項目の3番目でございます。新型コロナの新たな変異ウイルス、オミクロン株の世界的な拡大を受けて、日本は全ての国を対象に新規入国を原則停止すると表明するなど、今後の感染拡大が懸念されています。これらに対応するためにも端末の持ち帰り可能な体制の整備を急ぐ必要があると思いますけれども、今後のこれらの導入計画等についての計画をお伺いしたいと思います。

壇上からの質問は以上とさせていただきます。

○議 長 梅沢道男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 1 G I G Aスクール構想の実現に向けた計画的な I C T環境の整備を

それでは、梅沢議員のご質問に答えてまいります。大項目1点目につきましては、教育部のほうが進めている事業になっております。よりすばらしい議論ができるかと思っております。

で、教育長のほうに答弁をさせますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議 長 教育長。

○教育長 1 G I G Aスクール構想の実現に向けた計画的な I C T環境の整備を

それでは、1番目のG I G Aスクール構想の実現に向けた計画的な I C T環境の整備を、
についてお答えいたします。

1つ目の、I C T環境の整備を円滑に進めるための今後の体制整備の方針についてお答え
いたします。G I G Aスクール構想の実現に向け、令和2年度から各学校のネットワーク環
境の整備とタブレット端末の配置を進めてまいりました。それらが令和3年度の夏休み期間
中におおむね完了したことから、順次、教員の基本的な操作研修を実施し、2学期から各学
校のタブレット端末の活用が始まっております。議員ご承知のとおりでございます。児童生
徒が安全にタブレット端末を利用する環境も整ってまいりましたので、3学期からは各学校
でさらなる活用を推進することとしています。

このような状況の中、教員からはタブレット端末の活用について、ハード面、ソフト面、
両面からの問合せが寄せられています。ネットワークなどのハード面を含めた導入初期のト
ラブルについては、今年度から配置したG I G Aスクールサポーター等の活用により解消に
努めております。また、ソフト面の問題については、従来から配置している I C T支援員を
はじめ、メーカーのサポート窓口に問い合わせるなどして対応しているところであります。

タブレット端末の活用機会が増えてきたことから、教員からは、タブレットを活用した授
業の進め方や、効果的な活用方法についての研修要望が増えてきております。学校で独自に
研修会を開催するなどしていますが、全ての学校で情報を共有しながら進めるためには、教
育委員会や学習指導センターが主体的に関わりながら、教員の指導力向上のための研修等
を進める必要があると認識しております。また、ネットワーク回線のセキュリティーの危機管
理体制の強化も大変必要とされております。

南魚沼市の I C T教育の充実を図るためには、G I G Aスクールサポーターや、I C T支
援員の有効活用も含め、情報管理に特化した技術職員、そして I C T教育に詳しい指導主事
の位置づけなども求められるところであります。

タブレット端末は、従来の学級経営や授業の方法を大きく変えることとなりますが、それ
によって、教員の多忙化が進むことは避けなくてはならないと考えています。それにも増し
て、大事にしたいことは、タブレット端末が子供たちのいじめや、人権侵害の原因や増長に
つながることがあってはなりません。I C T機器の活用をより教育に有効に活用するととも
に、目に見えにくい危険性もはらんでおりますので、それらに十分対応しながら、危機管理
対策を講じていけるような体制が、今、必要とされておりますので、その体制整備をしっか
りと進めてまいりたいと考えております。

2つ目の、I C T教育推進のための電子黒板の配置、その導入計画についてお答えいたし
ます。電子黒板の導入については、9月定例会の補正予算において、モデル校2校分の配置

予算をご承認いただきました。現在モデル校——小学校1校、中学校1校の2校とともに、電子黒板の選定作業を進めているところです。各校に3台ずつ配置し、タブレットと連動したICT教育を進めることとしています。

モデル校への実際の電子黒板の配置は3学期からとなる見込みであります。令和4年度には本格的な活用を予定しております。

電子黒板は、ICT教育による学びの変化に対応するため、ぜひ必要な機器であります。今後、全ての学校に導入したいと考えております。モデル校において様々な教育活動に活用しながら、その効果と課題を検証した上で配置計画を策定し、全校への導入に向けた準備を進めてまいります。

3点目の、端末の持ち帰り可能な体制整備の計画についてお話をいたします。家庭でのタブレット端末利用には、学校同様に無線のインターネット環境が必要となります。そのため、教育委員会では学校と協力して、児童生徒の家庭のインターネット環境について詳しい調査を実施しました。児童生徒4,251人の保護者からの回答を集計いたしました。兄弟など2人以上の小中学生がいる家庭もありますので、集計数は児童生徒数とは一致しませんが、集計結果は次のようになります。家庭にWi-Fi環境が整っているとした回答が3,546人、92.5%です。市からモバイルWi-Fiルーターの貸与を希望するという回答が213人、5.5%でした。また、家庭にWi-Fi環境がなく、かつ貸与も希望しないとした回答も78人、2.0%ありました。

多くの家庭で、Wi-Fi環境が整備されている状況がうかがえますが、他方、現時点でインターネット環境の整備が難しい家庭も一定数存在しております。そのため、今後、公共施設にWi-Fi環境を整えるなど、学校以外でもタブレット端末を接続できるような環境整備が必要ではないかと考えているところであります。

また、モバイルWi-Fiルーターの貸与は市が無償で行うこととしていますが、通信契約に伴う通信料は保護者負担となります。今後、タブレット端末を家庭に持ち帰り、ICT教育に活用する場合は、就学援助事業においてオンライン学習通信費の援助が可能となるよう、今定例会で就学援助条例の一部改正を行ったところです。モバイルWi-Fiルーターの貸与を希望される保護者へは、来年度からの利用が可能となるように、今年度中に貸与を完了するように準備を進めていくこととしております。

しかしながら、Wi-Fiルーターの貸与希望者、あるいはインターネット環境のない家庭が、就学援助事業の対象者と一致しているとは限りませんので、その点については個々に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

今年度、学校でタブレット端末の活用を進めていく中で、どこかの時点で家庭への持ち帰りを試行する予定としております。実際に家庭でタブレット端末がインターネットに接続できるかどうかを検証し、令和4年度からの本格運用に準備を整えてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議 長 梅沢道男君の一般質問の途中でありますが、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を1時20分といたします。

[午前11時55分]

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

[午後1時19分]

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 G I G Aスクール構想の実現に向けた計画的な I C T環境の整備を

教育長のほうから答弁いただきまして、これだけある意味、教育現場の大改革という部分を、本当に現場を挙げて取り組んでいらっしゃるという状況を聞かせていただきました。若干、再質問をさせていただきたいと思いますが、まず小項目の1番です。ここを進める体制のお話。教育長も体制整備は本当に重要であると。特にお話の中でも管理指導主事の位置づけについてもお話をいただきました。誠にそのとおりで、そういう意味では今教師の多忙化が大変な状況にある中で、教育の進め方も大改革を現場では進めているという中で、学校現場だけでこれを乗り越えるわけにはいかないわけですから、教育委員会を挙げて、またその中の管理指導主事の位置づけが本当に重要になってくると思っています。

ただ、この間もなかなか人的体制が十分という状況ではないのだろうと。もちろんこれだけの大改革を今進めているわけですから、十分な体制というわけにはいきませんが、初期の頃ですと、例えばPCといいますか、タブレット導入時の児童用のIDを教職員が一生懸命設定していたとか、それらの設定に初めの頃は指導主事の先生まで学校に行って頑張っているとか。今現在また、ホワイトリストのセキュリティーといいますか、それらも本当に現場の課長さんや先生方も含めて職員総動員で当たっているとか、エリア21との連携もあると思うのですが、大変皆さん、手のない中で頑張っているという話を伺っています。

この中でそういうときだからこそ、ある意味司令塔にもなる管理指導主事が専属でこの推進に当たれるような体制が必要かと思うのですが、その辺——例えばICT専属の管理指導主事の配置等を含めて、今後の必要性の認識とか見込みとか、その辺がもしあるようであれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 1 G I G Aスクール構想の実現に向けた計画的な I C T環境の整備を

梅沢議員には、現在のICTタブレット環境整備の状況について大変関心をお持ちいただき、学校現場でそして教育委員会がどのように関わっているかについてもご承知していただきまして、大変ありがたいこととあります。

おっしゃるとおりに、今年度は学校現場に学校教育課職員がいろいろな形で出向いて支援しているところであります。その中で管理指導主事——管理指導主事と指導主事を分けて言葉を使いますが、現在は管理指導主事が学校現場と教育委員会の調整を取りながら進めているところです。専属ではございません。今後、よりタブレットを活用した教育を進めるため

には、ICT教育に堪能な指導主事等の配置も検討していかなければいけないと、私どもも考えているところであります。

しかしながら、難しさがございまして、そこはお伝えしておきます。ICT教育は始まったばかりの教育でありますので、なかなか実践を先頭になって進めている方というのはこれまであまりいなかったわけですね。そのような人材を配置するということは、難しさもあるということは私どもも感じているところであります。大切な課題として検討しているところであります。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 GIGAスクール構想の実現に向けた計画的なICT環境の整備を

分かりました。本当にそういう意味では人的体制の整備が何よりもやはり重要になってくるかと思えます。この間の導入以降の話を伺っていると、本当に教育委員会自体がこれでもつのかと、外で見ていてもちょっと心配になるぐらいの状況もお聞きします。今の職員の皆さんに頑張ってもらって。これももちろん大事なことですけれども、やはりトップとしてそういった体制を含めて職員管理を保障していくと。このことも大事かと思えますので、ぜひ、そういった方向で取組をいただければと思います。

続いて小項目の2番に移りたいと思います。電子黒板の問題でございます。モデル校2校を今選定して、3学期から稼働に入るということです。本当にせっかくタブレットがあっても、それを授業の中で有効に活用していくということになると、これらの配置というのも本当に必要になってくるのだらうと思えますが、一方で、残念ながら財政的な問題も恐らくあるのだらうと思っています。

今ほど令和4年度中というお話も少し伺いました。そうしますと今年度中にモデル校で試行をやりながら、先生方もそういうノウハウを身につけながら、令和4年度中には市内の小中学校で電子黒板等を利用した効率的な学習といたしますか、そういう体制の確立が今のところできる見込みだということで認識してよろしいのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 1 GIGAスクール構想の実現に向けた計画的なICT環境の整備を

電子黒板のスケジュールについてのご質問をいただきました。私の先ほどの答弁の中で説明が不十分であった点があったかと思えますので、改めてスケジュールについてお話をいたします。

モデル校への導入、実際の配置が3学期からとなる見込みです。そして令和4年度にモデル校において本格的な実証的な取組をするということでもあります。そして令和4年度から始まったモデル校での取組ですね、それをもとにして課題、あるいはこの機種なら大変使いやすいなどを検討して、全校に広げていくための計画をつくっていくという形になりますので、令和4年度に全ての学校にというところまでは、はっきりとは今の段階では申し上げられま

せん。モデル校での実証の取組がどこまで展開できるかというところが大きな鍵となると考えております。

以上です。

○議 長 梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 G I G Aスクール構想の実現に向けた計画的な I C T環境の整備を

ありがとうございました。I C T環境の整備は、環境整備すること、いろいろの機器を導入すること自体が目的ではなくて、それによって本当に誰一人取り残さないといえますか、効率的な教育環境が整う。それが実践できるということが目的ですから、令和3年度配置で、令和4年度の中できちんとその辺を検証して今後進めていくということで、全体に進める中できちんとした事前の検討を行った中で、ぜひ、スムーズな導入に向けて努力いただければと思います。

続きまして、小項目の3番でございます。国も含めてやはり I C T教育ということになると、タブレットを配置するとすぐ家庭に持って行って家庭学習という話が表に出てくるわけですけれども、これには本当に多くの家庭的な問題も含めてあります。ですから、拙速に進めるというのは一番問題が起きてしまうのだらうと思っています。そういう意味では家庭調査もきちんと終わって、貸与も要らないという方が78人、2%ほどおられる。これらの対応も大変だらうと思っています。

この中でどこか施設——学童とかそういうことになるのでしょうか、そういう施設で使えるようにして、そこでというお話もありました。それらも選択肢の一つではあると思うのですけれども、基本的にはそういった格差がなくて、みんなが同じような体制で学習できれば一番理想的なわけです。ただ、100%というわけにはいかないと思いますけれども、これらについてもぜひ、この2%が1%になるのか0.5%になるのか、なったその子供たちもあまり格差が出ないように、本当に教育の現場で専門家の先生方から様々な検討をしていただく以外ないと思うのですけれども、進めていただきたいと思っています。

特に I C T環境の整備は、先ほども言いましたが、目的ではありませんので、教育は国家100年の大計なんてこともよく言われますけれども、これだけの変革を実現していくにはやはりマンパワーの充実の整備が何といても必要不可欠だと思っています。文部科学省は、誰一人取り残すことのない、子供たち一人一人に、公正に個別最適化された創造性を育める教育を、これによって実現するのだと言っていますが、これを進めるためにも教育委員会や学校現場の人的体制の整備を進めることが、何よりもやはり重要になってきていると思います。

特にこれだけの大変革を教育現場であまり問題なくスムーズに軟着陸をさせて普及させる。これには人的体制の整備をないがしろにしてできるはずもありませんので、ぜひ、今後の人的体制、学校も教育委員会も含めて、その辺、最後に教育長のお考えをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 G I G Aスクール構想の実現に向けた計画的な I C T環境の整備を

議員には、大変、I C Tを活用した教育について丁寧に考えていただきまして、ありがとうございます。I C Tを活用した教育は、急ぐとたくさんの問題がどんどん生まれてきます。例えばネットにつながぐということ一つを考えても、ネットにつながぐということは大変プラスの教育効果もありますけれども、世界中どこにもつながれるわけですね。危険が大変増してきます。それをどのようにして危険をなくして、子供たちに有効活用をするかという点を考えても難しい問題があります。たくさん課題を乗り越えていくには様々な体制——人的な側面も含めて体制を整えなければいけないと思います。私どもとしましては、学校現場の教職員と教育委員会の職員それぞれの連携をしっかりとしながら、しっかりと方向を見据えて課題ができたときにどのように対応するかなどの体制を整えていきたいと思っています。

同時に学校と教育委員会だけではなくて、I C Tに関係している機関等とも連携しながら、バランスよく学校を支えていくことができるようにしたいと考えています。しっかりと確実に体制を整えながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ今後もよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 G I G Aスクール構想の実現に向けた計画的な I C T環境の整備を

よく分かりました。特に人的体制の中では、この問題に専属で当たれるような管理指導主事の配置も含めて総合的にご検討いただければと思います。

2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

次に大項目の2番のほうに移りたいと思います。医療のまちづくりに関する基本的方針の策定経過についてでございます。当市の医療のまちづくりは、令和2年9月29日に検討委員会の提言が出まして、これに基づいて今進められているのだろうと思っています。令和3年5月19日には、「医療のまちづくり」に関する基本的方針が示されました。しかし、基本的方針の策定に向けた議論経過が、市民や議会に対し明確に説明されたとはちょっと言い難い状況にあるのではないかと思います。市民生活の安全安心の根幹に関わる医療再編方針の根拠が不明確のままでは、正直言って議員としても自信を持って判断ができないばかりか、市民や職員にも不安が広がりかねません。

そこで、小項目2点について伺いたいと思います。まず、小項目の1点であります。医療のまちづくり検討委員会の提言では、数十億円かかるゆきぐに大和病院の増床新築は現実的ではないと記されていますが、基本的方針では移転改築となっています。どのような議論と検討結果によってこのような基本的方針となったのか。この辺についてその議論過程と伺いますか、経過を伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

それでは、梅沢議員の大項目2つ目のご質問に答えてまいります。まず1点目のほうであ

りますので、お答えします。

医療のまちづくり検討委員会の提言では、増床新築は現実的ではないということだったけれども、基本的方針では移転改修となっているということで、議論と検討の経過とかそういうことだと思えます。

医療のまちづくり検討委員会から提言書をいただいた。これは令和2年9月であります、この時点では、魚沼地域の医療再編計画に基づいて——これが当然あって、これがまた流れてきているわけです——ゆきぐに大和病院の北棟を活用して病院を継続することを大前提として、それまで考えられていたわけです。このような状況がありますので、ということでもあります。

今後の在り方として、市民病院と機能分担をした上で、1つの病院として医療サービスを提供していくべきとの提言を受けております。この時点では——もう一度、この間に本当いろいろなことがあったのです。令和2年9月のこのような状況のときには、どういうまだ状況だったかという、私は議会でも何度も公表もし、話をしてきていますが、病院事業管理者及び2つの病院のそれぞれの院長から3名の連名で、ゆきぐに大和病院の新たに50床増床した95床の新築要望というのが私宛てにあったのです。このことをあと細かく言うつもりはありません——こういう時点であります。建設費に数十億円を要する計画は現実的ではないという、医療のまちづくり検討委員会の提言というのは、まさにそういうところを指して言っていると思えます。提言に示すということで、まとまったということになっているかと思えます。

まずこれを踏まえていった上で、その後、令和2年12月に、ゆきぐに大和病院の将来構想の基礎調査というのを実施しています。これは令和2年12月の段階ですよ。今後、中長期的に活用していくための、計画立案のために建物・附帯施設・外構などの調査、及び今後の検討を行うというものでした。その結果については、医療対策推進本部会議で議論し、医療再編時に計画した既存改修案——要するに我々が、今現在やっている検討を開始する前の段階です。そのときには計画されていた既存改修案は、改修費が高額になることや、工期が非常に長く長期化するなどのことから、現実的な計画とは言い難いといった意見がここで上がってくるわけでありまして。また、今の敷地内に改築する場合も、大変仮設工事がかさむということや工期が長期にわたることから、適している案とはいえないという意見が出てきていたわけでありまして。

以上のことから、基本的方針の中では、現敷地内で改修や改築を行うことは経費・工期の点から有益的ではないということになってまいりまして、移転候補地の選定を進める必要があるとそこに記されたものであります。これは提言書の提出以降、既存建物の調査を進め、実態を把握していった中で、医療体制を維持していくためには、移転改築が有効な選択肢であることから、今後の在り方について、移転改築を含めて議論を進める必要があるという考えに至ったという、これがそのままの経緯と検討されてきた内容の流れでありますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

今の中で県の地域医療構想という話も出ましたが、地域医療構想が策定されたのが、平成29年3月ですね。その後、提言が出されて基本的方針という大きな流れになっているのだと思います。まちづくり検討委員会では、7名の大学教授の先生ですとか、医師会の主席研究員の方ですとか、そうそうたるメンバーにお集まりいただいて提言をいただいたわけです。この中で先ほど申し上げたような財政問題も含めてちょっと現実的な問題ではないだろうという提言が出され、その後、市長のお話ですとタスクフォースとか医療対策推進本部の議論があったということでしょうけれども。

医療のまちづくり検討委員会については、傍聴も曲がりなりにも議事録も出ているのですが、推進本部は全く議論の内容が公開されていないという状況の中で——見ますと、例えば建設については建設するかしないか。今現実的ではないというのが、こういうことで現実的に可能だろうというような議論をした——項目を見てみますと、形跡というか、もう当初から令和2年度の委託調査の内容、既存改修なのか、敷地内改修なのか、移転改築なのかというような議論が項目を見ていると出ていて、令和2年度の委託調査も造るか造らないかではなくて、造るとしたらどの方法がいいのかということ動き出しているということです。

一番心配しているのが、例えば市の財政の問題です。この間も市のほうから9月議会といますか、全員協議会で第3次財政計画が示されました。この中ではごみ処理場、当初大和でいろいろ議論があった頃は140億円というような数字も飛び交っていたようですが、最終的には170億円弱という規模の財政支出が必要で、この第3次計画を見ると、説明のときにもほかの市の計画も残念ながらそれぞれ大分先送りせざるを得ない、そういう状況ですという説明を伺いました。

なおかつ、大和病院の問題については財政計画にすら入っていないという状況があるわけです。今ほどの説明もあるかと思うのですが、例えば委託調査の中で移転改築が一番合理的だと、経費的にはそうなのだろうとけれども、それが市の財政として——例えばこの9月に出されたばかりの財政計画にもない中で、あれだけ厳しい説明がなされた。そういう中で見込みとして提言にあったような数十億円かかるような計画で、なかなか現実的ではないかというのが、どこか何かクリアできたような新しい項目というか、そういったような議論、対策があったのか。その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

まず最初に、ちょっと訂正してもらいたいというかがありまして、地域医療構想調整会議、そのことの話は私は全くそこではしていません。ちょっと違うように聞き取っていただいていたなら、そこは訂正してください。そういうことから始まっている議論ではなくて、あくま

で南魚沼市の議論としてやっていることですので、そこが間違っていると、ちょっと後のほうに影響してしまうのでよろしくお願いします。

増床新築を考えているということに対して、私はストップがかかっていったと判断しています。財政のことについてはこれからであります。そして財政計画の中では当然——ごみ処理場の話にも言及されていたので、その辺も必ずあるということで、今、財政計画のほうも様々に用意して計画しています。

なので、病院のことは病院で、病院の会計ですから。この辺を混同すると少し話をごちゃごちゃになると私は思います。当然、病院を建設できるかどうかは何度も繰り返しているように、病院の経営の改革を含めてセットでやるのであるということになっています。一番は市民にとって、その病院のあそこの立地上の問題。必要と私どもは考えて基本的方針を出して、お金云々ということではなくて、ちゃんとしたものを造っていかなければならない。そのときにより効果的、より将来を見込んできちんとしたものを造っていくかということが、まさに一番の肝になると思って進めていることでもありますので、ご心配に及ぶことは十分分かりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

加えまして、様々にいろいろな資料の提供とか議事録がどうだとかありますが、今現在は、何度も繰り返しますが医療現場、もちろん管理者、院長も含めた全てそういう医療現場の人たちも入った中で検討がずっと繰り返された中で、この基本的方針が出来上がっているということ、十分またご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

そうすると、大和病院の移転改築については病院事業会計の中で十分に対応ができると思いますか、そういうめどが立っていて、財政計画も今後これから発表する段階になっているという理解でよろしいのでしょうか、お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

違うふうにとってもらっては困るのですけれども、病院事業会計の中でやるかどうかは分かりません。それは今後ですからという話をさっきからしていると思います。

ただ、基本的にはそこがきちんとしていなければできないと思いますので、そこが議論になるのかという思いがしています。まだ建設を決めたわけでも何でもないので、これからそういうことを皆さんにもお諮りしながら考えていくことではないでしょうか。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

令和2年度の調査委託でどういう改築方法がいいのか、これを検討した。今年度の調査委託については、別敷地に建設する場合の移転候補地の地理的敷地条件の整理ですとか、配置計画の妥当性の確認、総合評価等になっています。配置計画ということと、あと位置の候補

までなっているわけですから、大体既に病院の規模といいますか、候補地を決めるわけですから、一定程度の規模そういったものも含めてもう既に調査に入っていると思うのです。ここまで来ていて財政計画等はこれからということもないと思う。さっき市長も検討しているというお話もありましたが。例えば調査委託、ここになれば、どこにどういう形でどうしたらいいのかという辺りの調査をして、大和地区3か所に絞っているということですから。そうすると令和3年度調査委託の内容と一緒に例えば財政計画等も示せる、そういう段階に来ているという理解でよろしいのでしょうか。

○議長 市長。

○市長 2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

ご心配の向きも分かりますし、この議論を度重ねて繰り返しておられますが、そういうことを全部示すために調査したり、いろいろ全部してやっています。その段階がくれば当然示しますので。あまりご心配なく。そして様々なところで医療を推進していく方向を……ごめんなさい。以上にします。

分かりますが、きちんとそういうことを道筋つけてやっていきますので、なので調査費とかも皆さんにお認めいただいてやったりしているわけでありますので、そこを待っていただきたいと思います。

○議長 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

そういう意味では、調査委託の結果と一緒に示していただけるということですので、私も正直言って、いろいろな補正も含めて議案を示していただいたときに、やはりきちんとした根拠といいますか、判断基準も必要なものですから、またぜひお願いしたいと思います。

次に小項目の2番に移りたいと思います。医療のまちづくり検討委員会の提言では、介護医療院も必要な施設だが、市民の介護保険料や自己負担を考えたとき、他の選択肢も考えるべき、となっていたかと思うのですが、基本的方針では大和病院について、将来介護病床に転換できるようにゆったりしたスペースを確保することが必要、となっています。この辺の議論と検討の経過についてもちょっと教えていただければと思います。

○議長 長 市長。

○市長 2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

それでは、2つ目のご質問にお答えいたします。検討委員会の提言においては、施設介護サービスの介護医療院に加えて、自己負担が少ない居宅介護サービスのサービス付き高齢者住宅や、看護小規模多機能型居宅介護なども選択肢として考えてはどうかという意見を検討委員会の段階ではいただいています。介護医療院ありきのご提言ではなくて、今後の介護需要を見据えた中での、ご提言だったと理解しています。まさしくそのとおりだと思います。

基本的方針の内容は、ゆきぐに大和病院改修等タスクフォース会議などにおいて、ますます高齢化が進むという中で、まず1つ目、今後の医療・介護需要がどのように推移していくか見定める必要がある点。2つ目として病床機能についての将来を考えると、フレキシブル

な機能転換に対応できることを視野に入れた構造にする必要がある、すべきであるという意見を反映したものであります。

これは、地域におけるゆきぐに大和病院の役割が、急性期病院と在宅・介護施設の間の領域を担うところにあるという共通の認識から、今後の状況によっては、より介護度の高い介護医療院などの施設基準を考慮した施設整備を進める必要があると考えたことから、基本的方針に記しているということでございますので、こういう流れで進んでおりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

そういうことになりますと、ここで病院も今建築の方向で検討している。その中ではゆったりとしたスペースといいますか、介護病床にも対応できるような病院をということで今検討が進められていると思うのです。例えば介護病院、介護施設への転換といいますか、そういった辺りを開院も含めてスケジュール的に大まかに、きちんとはしていないと思うのですが、どの程度のスパンで今考えていらっしゃるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

検討にずっと出てもらっている、特命副市長であります外山副市長のほうから答えてもらうことにします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

基本的方針に介護病床も視野に入れてと書いてありますけれども、いつになったら介護病床にするかとか、そういうことはまだ決まっておりません。ただ、先ほど来申し上げておりますけれども、現場でも一生懸命往診、大和病院のほうでもやっておりますけれども、感覚として今70人くらい往診していますが、もう限界でというか、看取りになったりそれから施設に移ったりする人も多くて、そうすると肌でもう、少し介護度の高い人がやはり入所するのだろうという形で出てきております。

ただ、現在まだ地域包括ケア病床でありますので、それをいつ、この段階でということを上申することはできません。それは恐らく地域医療構想調整会議の中で他の医療機関との役割分担、他の医療機関のほうでも慢性期の病床をどの程度つくっていくかとか、そういうことも調整しながらやる必要があると考えております。

それから、市民病院のほうでも全て3病棟急性期ではなくて、一部回復期あるいは地域包括ケアに変えていくわけでありますから、病病連携の在り方等見据えながら、今後新たに作った2つのプロジェクトチームのほうの片方でみんなで議論していくのだろうと思っております。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

今ほど副市長のお話の中で、大和病院地域包括ケア病床というお話ございましたけれども、今までの議論の中で、大和で地域包括ケア病床への転換というのは議論がなかったと思うのです。新しいのを造って移転改築した後は、例えば医療のまちづくり検討委員会の中では、介護医療院という議論が出てきましたし、基本的方針や提言の中でも介護病床という話も出てきましたが、そうしますと、そのあとのまた議論で介護病床でなくて地域包括ケア病床という方向に変わっていったということでしょうか、そこをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

すみません、私が足りないかもしれませんけれども、よく聞いてもらいたいというか、現状の話をしているのですよね……（「私は……」と叫ぶ者あり）この件につきましては特命副市長のほうに答えさせます。大事な話ですのでよくお願いします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

基本的方針にも書いてありますけれども、移転の段階で——議員がいつも病院をなくすのかとチラシに書いてばらまいていらっしゃいますけれども……（何事か叫ぶ者あり）そういうことではなくて、介護療養病床も医療施設なのです。2023年でもう新築はできませんけれども、それはしかし介護保険財源を使っております。療養病床も幾つかありますが、今現在、大和病院には療養病床があるわけです。それを新築移転——現地改修はどうかという話がありますし、新築移転した場合、少なくとも……（「大和に療養病床はないです」と叫ぶ者あり）少なくともそういうスペースを視野に入れるということが基本的方針に書いてあるのだから……（「大和はない」と叫ぶ者あり）直ちに介護病床にするとか、保険の適用を介護財源にするとかということを決めているわけではありません。ご理解いただけたでしょうか。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

今、介護病床が大和病院にあるというお話ですが、介護病床は今大和病院にはないと思うのですけれども……（何事か叫ぶ者あり）基本的に今委託で、場所も含めて敷地の形状も含めて検討しているわけですから、そういう意味ではどの程度の病床をつくるのか。そういうことになれば、いわゆる介護病床に転換可能なような病院を造るのか。そうでなくて、それはまたそのとき結論が出てからいくのか、その辺もあろうかと思うのです。今実際に検討しているのは、いつになるか分からないけれども、余裕のあるスペースで造るという方向で議論が進んでいるのかどうか。ちょっとお聞かせいただきたい。

○議 長 市長。

○市長 2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

そのことはもうずっと最初から言っていると思いますが、そのとおりです。

○議長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

分かりました。やはり市長もずっととおっしゃいましたが、こういった大事な議論ですから、正直言いまして検討委員会以降は全く傍聴もなければ議事録もないという状況で、なかなか理解がお互いにイコールにならないというところがあるかと思います。

特にまちづくり検討委員会の第1回目のときに、市長も同時並行的に様々な市民の皆様、グループの皆様と議論を急加速的に始めさせていただいて、市民の皆様の意識をこれまでになく引き上げさせていただき、町を挙げてこの課題に取り組んでいきたいということで決意表明をなさっています。様々な情報を市民や議会へも含めて公開して進めていかないと、今、市長がおっしゃったような——この段階に来て毎回いろいろな議員からこの医療問題については出ます。

そういう意味では加速度的に始めさせていただいてと言ってから、大分時間もたって、いろいろな組織での検討も進んでいます。ぜひ、議事録の公開なり、傍聴を許すなり、そういったことで開かれた議論を進めていただきたいと本当に思っていますが、この辺について市長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

これも繰り返しのご議論ですね。私が前回言っていることもどう聞いておられるか分かりませんが、大変失礼ながら、急加速度的にやってきているのではないですかね。それまで誰もやってこなかったと思うのですよ、医療の改革というのは。ご自分も職員として参加した時期もあると思いますよ。その頃こういう課題を感じていませんでしたか。これを今まさに、この2年間ぐらいで本当に急加速度的にやってきているのです。そのぐらいやらなければ、将来の道がつかないと思って覚悟してやっているということは何度も話しているのです。少し議論の方向を、一緒に取り組んでいくような、もうちょっと気持ちになってほしいと思います。

市民の皆さんの参画。市民代表の皆様である議会とこうやって対峙してやっているわけです。ほかにどういうやり方をやるのですかね。その対案を具体的にここで言うてみてください。

○議長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

議会が市民代表ということをおっしゃいました。そしたらやはり議論も、市長がおっしゃるように市民の皆様やグループの皆様と議論を急加速度的に進めるということになれば、議会もそうですけれども……秘密会とまでは申しませんが、傍聴もできない、議事録もない、そういう中では、そういう議論の過程が断片的にほとんど聞こえてこない。断片的にも聞こ

えてこない。そういった部分をきちんと、何も傍聴制限をしたり議事録を出さなかったりすることで加速度的に進むのではなくて、そういった情報というのはやはり市民や議会にきちんと出す。私たちも聞くことができる。そういう何も——変な話、誰も悪巧みをするのではなくて、市民の皆さんのために何がいいかをみんなが一生懸命考えているわけですから、その議論の内容や情報は、公開がやはり原則だろうと思ってそういう話をさせていただきました。もし何かあればお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 「医療のまちづくり」に関する基本的方針の策定経過について

質問したいけれども、質問できない。全てにおいて公開を旨としてやっているということは何度も言っています。またしてもこの質問ですかという私は思いですが、議会のほうの調査権もあって、ご自分で議会の皆さんと一緒に調査権を発揮する方法だったり、いろいろな方法があるということ、前回私はわざわざ、私が言うべきではないけれども、そういうことも踏まえていろいろなことでやってくださいという話をしていないですか。調査する方法はいくらでもあるのですよ。社会厚生委員会の皆さんに具体的にやるということだってあるし、これ市長としてあまり言いたくないから黙っているだけです。そういうことをやらずして公開せよ、全部の会議は全部表に出せ——なかなか出せない内容もありますので、それ以外のところは基本的に公開を旨としてやっていると、何度も答弁しているではないですか。そこをどうお聞きになっているのですか。

〔「議長、5番」と叫ぶ者あり〕

〔制限時間を知らせるブザー音あり〕

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、梅沢道男君の一般質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を2時15分といたします。

〔午後2時03分〕

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

〔午後2時15分〕

○議 長 質問順位15番、議席番号13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、発言を許されましたので、通告に従って質問いたします。

市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

ここ1年いろいろな視点から医療関係の質問をしていますが、また医療かと言われるかもしれませんが、今回、改めて市長の地域医療の基本的な考え方を含め、タイトルを「市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について」としまして、1点だけ通告をいたしました。この地域の医療資源、医師不足を考えれば、持続する医療体制の確立が必要だということは誰もが理解しているところであります。

そういう状況の中で、市は医師確保と併せて安定した病院運営が必要だということから、令和元年、医療政策特別顧問を迎え、さらに外部からの専門的意見や視点も必要として、特

別顧問の経歴、そして人脈を生かし、中央からの専門的学識者を中心に医療のまちづくり検討委員会を設置しました。その検討委員会の提言を受けて、特別顧問から病院事業管理者補佐を経て、医療の特命副市長に就任した外山副市長を一つの軸として医療対策推進本部とタスクフォースを設置し、行政内部で医療体制運営も含め話し合い、医療のまちづくりに関する基本の方針が出されました。その中には、市民病院の指定管理導入等の経営形態見直しも視野に入れることが明記されているわけであります。

それらの経緯を踏まえて、さらに総務省の委託を受けた、外山副市長が以前在籍していました、地域医療振興協会が主体で行う公立病院医療提供体制確保支援事業に採択されまして、病院運営等のアドバイスの支援を受けながら、一般市民を加えた市立医療機関の経営改善と施設整備プロジェクトチーム、そして保健・医療・介護・福祉が連携したまちづくりプロジェクトチームで検討を始めている段階だと理解しております。この両プロジェクトチームの長も外山副市長でありますけれども。そして先日の議会全員協議会では主に経営改善について経過報告がありました。病院の経営状況から経営改善の手法の考え方の違いはあっても、その必要性は誰もが認識しているところです。

しかし、これは持続する医療のための手段であって目的ではないと私は思います。今この地で求められている持続する医療は、病院が残ればよいというだけでなく5万4,500人の市民の命と健康を守るために、行政が目指す地域医療という目標、目的があって、その実現のために医師確保が必要であり、経営改善も必要であり、財政面も含めて施策をもって目的達成に努力するという医療への取組が求められる行政姿勢でありまして、これを何とかするのが、政治だと思います。

ともすると手段や手法が目的になってしまうと、方向を誤ることもあり得るという視点で、今回は経営改善、または病院運営形態の議論は別にして、その前段として目的としなければならない、そして行政の最も基本としなければならないはずの市民の命と健康を守るという観点で、改めて目指す地域医療の基本的考え方とその実現に向けての取組についてお伺いをいたします。

1点目でありますけれども、今こそ保健・医療・介護の連携強化で、市民の安心安全の地域医療を目指す必要があるのではないかと考えております。持続する医療のために医師確保や経営改善を継続することは当然のことといたしまして、現状の医療資源の中で、言い換えれば、今あるものの中で市民の安心のために、よりよい地域医療をどうつくり上げるかが当面の課題だと思います。そのためには保健と医療と介護、広くは福祉であります。それらが連携することによってそれぞれの不足を補い合い、さらに効果を上げるという連携体制しかない。そして、この連携こそが医療資源が少ない地方での持続する医療体制、安心・安全の体制の基本だと私は思いますが、まず市長が目指す地域医療の在り方、考え方をお伺いします。

次に(2)番であります。地域医療は、県と市が主導して地域全体で県民・市民の命と健康を守っていかなければならないことは間違いのないわけです。そこで、今できる地域医療の充

実のための取組といたしまして——これも申し訳ない、何回も繰り返して質問していることでもありますけれども、次の3点をお伺いいたします。

①でありますけれども、地域医療の充実のために病病連携、病診連携をどう進めたかであります。医師数、医療資源が少ない地方では、医療の機能分担で患者の状態に応じて医療機関が協力連携することで、医師、医療機関の不足を補完できて、効率的な医療も目指せると思います。そのためには医師会を含め、地域ぐるみの連携が必要です。3月の一般質問の答弁でも、医師会との連携が今までちょっと足りなかったと。これから市民病院が地域の中心的役割を担っていく必要があるというような答弁もありましたが、具体的な病病連携、病診連携をどう進めたかをお伺いいたします。

②番であります。もうしばらくは、さらに高齢化も進み、高齢者独居世帯も多くなると思いますが、介護施設の状況、そして病院も長い入院は難しい中で、在宅療養が実際に可能になる体制整備が重要です。しかし、現実の在宅での対応は家族の負担も大きいし、在宅患者への対応も医療・介護の総合的な対応を求められ、支援の難しさもあります。そこで在宅療養を可能にする介護を含んだ医療連携をどう進めるかをお伺いいたします。

③でありますけれども、地域包括ケアシステムは、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けられるように、地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供され、地域内で助け合い、この地で生き続けるための総合システムです。これはもう何度も出ていますので、特にまた言うこともなかったのですけれども、そういうことです。地域医療は、地域包括ケアシステムを基盤にして誰もが安心して暮らせるための医療体制であり、したがって、地域包括ケアシステムの構築は地域医療の在り方にも影響すると私は考えますが、今後の地域医療の基盤となる地域包括ケアシステムの構築に向けた取組はどう進めているかをお伺いいたします。

そして、最後の(3)番目でありますけれども、市民の命と健康を守るための地域医療実現に向けて、まずはビジョンを示して、確かな見通しと計画での必要な施策、それに伴う財源確保など、順序立てた合意形成が必要ではないかということでもあります。ちょっと分かりづらいかもしれませんが、市民の命と健康を守るための地域医療の実現には、質問の前段で医療と介護の連携などソフト面の対応もありますが、施設整備の充実などハード面の対応も当然あります。

既に具体的に大和病院の建て替え、健友館の移転等も出ています。回復期リハビリ棟ということもあります。決して裕福な市財政ではない中で、これらは財政負担も大きいわけです。しかし、ハード面に限らず本当に市民の安心・安全・福祉の向上のためにやらなければならないことであれば、財源をやりくりしても、それこそ選択と集中をした中でやらなければならないことはやらなければならないわけです。そのためにはまずビジョン、構想を持って、そのための確かな見通しと計画を立てて、その計画実現のために必要な政策と努力をする。そして財源確保の道筋を示すなど、必要性と可能性を示して、順序立てた合意形成が必要ではないかと思っておりますので、そのことを最後にお伺いしたいと思っております。

地域医療は一つのことで完成するものではなく、いろいろな要素と取組の中で出来上がるものだと思います。そういう中で質問項目を絞ったにしても、それぞれ大きな課題ですが、併せて進めなければならないことと考え質問いたします。全文、通告してありますので、再質問が要らないような積極的な取組の答弁をお願いいたします。

○議 長 佐藤剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、佐藤議員のご質問に答えてまいります。再答弁が必要ないような答弁を……籠もって土日は毎回やっているのです。ただ、やはり再質問はいっぱいありますので、ないように書いているつもりなので、よく聞いていただければと思います。

市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

まず、1番目の保健・医療・介護の連携強化で地域医療を目指す必要があるのではないかと。地域医療の在り方、考え方ということだと思うのですね。まずはその地域での医療により市民の安全安心をしっかりと確保した上で、次に市民——これは利用される方にとっては患者さんというか——の地域生活を支えるための医療があって、その両方が連携したところに地域医療があると考えます。

生活を支えるという点からも、将来にわたって持続可能でなければなりませんし、それが安心して必要な医療・介護が継続されることが求められると考えられます。それぞれの段階・ステージにおいて、多職種による連携が重要になりますし、1つの医療機関だけではなく、まさに病病連携、病診連携——これは多分聞いて市民は分からないかもしれませんね。病院と病院の間の——あまりこれ、我々の専門用語という気がしますね。病診というのは病院とか診療所をつなぐという意味ですが——となると考えます。

そして、それらの連携には、多くの市民にとって何ととっても医療、安心を含めたよりどころである市立病院群がその中心を担う存在でなければならないと信じて、南魚沼市が運営しているということでもありますので、よろしく申し上げます。

2つ目の、今できる地域医療の充実のための取組ですが、1つ目、まさに今お話をした病病連携と病診連携です。どう進めたかということですね。大和病院、市民病院ともに、魚沼地域における医療圏域の中でそれぞれが果たすべき役割において、従前より各医療機関との連携が高まっていくように進めてきたところだと思っております。

医師会との連携につきましては、開業医との病診連携だけでなく、医療のまちづくりの方針に沿いながら新たな取組も進めていきたいと考えています。具体例としては、何度か話をしていますが、上田地区において地域づくりの一環として出張診療の開始を目指して、上田地区の荒川診療所と地域づくり協議会に説明に出向きまして、協力をお願いしています。

また、病病連携のほうで申し上げますと、新たな取組として、魚沼基幹病院に市民病院の院長並びに院長補佐お二人から、リハビリ目的での患者受入れを推進していくことの申入れ——みんな了解を取っていかねばなりません。こういったことから申入れを行いまして、基幹病院からも了承を得ているところであります。

今後、市内のクリニック——診療所等ですが——における医師の皆さんの高齢化。どうしてもこれは避けられない事実としてありますが、これに伴う退職——お辞めになるという課題になってくるのが容易にこれは予想されています。さらなる魚沼地域における医師不足にも備えながら、市民病院群においても、病院とクリニックで相互に補完し合える体制を高めていきたい。これはいっぱいやり方がありますので、現在も進めているものもあるのですね。これらを強化していこうと思います。

一番はこの間、特筆すべきはワクチン接種。本当に医師会の皆さん、各それぞれ診療所、クリニックの皆さんと連携しながら進めてこられていると。まだこれからも続けなければいけません、そんなことで格段にこれは引き上がってきているとっております。

2つ目です。在宅療養を可能にする医療連携をどう進めるか。中沢道夫議員のご質問でもお答えしましたとおり、誰もが安心して住み続けられるまちづくりです。これを目指して、医療のまちづくりプロジェクト会議等の委員に市民の方々からもなっただくなどしております、様々な視点から検討を進めてきています。

在宅療養ですが、行政、医療機関、地域、介護保険事業所などが連携しながら進めることが肝要であります。入院から在宅へ復帰できるように支援したり、在宅で療養されている方の緊急時の受入れ態勢の整備も必要、それだけではなくて在宅介護をされている家族の皆さんなどの負担を緩和する、そういう様々な施策を進めていくことも重要であります。どれ一つ欠けても駄目だと思っております。各地域の資源、持っているそれぞれのところを活用しながら、各種の生活支援機能を持つ小さな拠点づくりの検討を行いながら、行政や各機関が連携した在宅療養を支援する体制を進めてまいりたいと考えております。

いろいろやってもおります。ここでちょっと言い始めると長くなるので、若干だけ。市民病院のほうでも、郡市医師会の皆さんと在宅医療推進センターを設置し、あらゆる相談を受けています。認知症疾患の医療センターを開設しています。

2つ目、地域ケア病床や回復期リハビリテーション病棟の開設について検討を始めています。

3つ目、地域ケア病床では、リハビリテーションの専門職や専任の退院支援員、こういった皆さんを配属して現在支援を、ということであります。

4番目としましては、在宅で利用されている方の緊急時の受入れ、家族などの休養を目的としての——レスパイト入院というそうですが、その方々が疲弊してしまっても困る。そういうことでの対応もしている。

そして訪問診療や訪問看護ステーションが大きな役割を担っています。

ゆきぐに大和病院でも、医師が毎月1回訪問診療を行うとともに、看護師が状態に応じて訪問看護、また在宅療養が継続できるようこれを支援している。加えまして、多職種がカンファレンスを実施しまして、連携して患者や家族の支援を行っている。

3つ目として、大和病院の医師が特別養護老人ホームの嘱託医として毎週施設を訪問し、様々行っております。

4つ目として、南魚沼市地域包括ケア連絡協議会にリハビリ技師が参加して、高齢者や障がい者の皆さんの支援体制に共通する地域課題などについて協議をしています。ほかにも枚挙にいとまはありませんが、まさにそういう方向で進めていると思っておりますので、これをより拡充、強化していくことだと思えます。

3つ目のご質問の地域包括ケアシステムの構築に向けた取組、今後の地域医療の基盤となるからということですが、これも申し上げます。今日は非常に大きな理念的なところも含めた、大きなところを話せということだと思っておりますので、話します。地域包括ケアシステムの目指すところ、ご承知のとおり、できる限り住み慣れた自宅や地域で暮らすことができ、必要に応じて医療や介護等のサービスを受け、自分らしい生活を送り続けられる地域社会だと思えます。この仕組みづくりには、今も昔も変わりなく、誠にちょっとまた繰り返しますが、自助・共助・公助、互助も入りますが、これらの地域全体の協働と連携あつてのものであつて、まさに地域づくりそのものと考えています。

市では、そのための体制づくりの一つとして、先ほども申し上げました地域包括ケア連絡協議会を設置しています。地域住民への啓発事業として、この10月に実はフォーラムが行われました。「できる限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで」というテーマで、市民フォーラムが開催されました。まさにこの連絡協議会委員の連携を目的に、12月にはお互いの事業内容をより深く知り合おうということで、多職種研修会を開催する予定です。これは今月行われるということでもあります。

市民病院の在宅医療推進センターが中心になりまして、医療・介護の連携強化に向けて進めています。入退院をスムーズに行うための入退院連携ガイドの作成を進めています。魚沼圏域全体で共通のものを目指して現在進められていると、圏域全体で進めていこうということです。切れ目のない在宅医療、在宅介護の提供体制の構築に向けまして、在宅医療での4つの場面、4つあると言われております。日常生活支援、入退院支援、急変時の対応、看取り、この4点を意識した中で現在進めておりますので、よろしく申し上げます。

基本となる医療による安全安心の確保ができなければ、まさに地域包括ケアシステムの構築にはなりません。そのためには、医療では急性期はもとより、地域生活を支える地域医療までの推進を図り、介護などとの多方面にわたる連携体制をつくり上げ、どちらかを優先させるということではなくて、同時に進行する形で、これらの実現を目指してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

最後のご質問にお答えします。市民の命と健康を守るための地域医療の実現のために、まずはビジョンを示せと。そして確かな見通しと計画での必要な施策、それに伴う財源確保など順序立てた合意形成が必要ではないか。まさにそのとおりだと思つて進めさせていただいております。

市立病院群については、これまでの医療再編では道半ばでありまして、特に施設整備については、ゆきぐに大和病院の改修が未実施のまま——これは県との約束も含めて未実施のままでありました。これら医療再編に伴う施設整備について、どのような方向に進んでいった

らよいのか、これらを含めて繰り返しになりますが、医療のまちづくり検討委員会の提言、タスクフォースでの協議、基本の方針を策定したところです。ビジョンはその中に大いに盛り込まれていると私は思っています。対案があるなら、やはり示すべきであると私は思います。よろしくお願いします。

2つのプロジェクト会議などもありまして、現在進めている。この中で例えばゆきぐに大和病院の施設の現状についても調査し、今年度は、移転改築する場合の候補地を示して、候補地の妥当性を検討しているところです。健診施設についても調査を実施しています。

これらの結果を基に、議論を経た上で、全体的かつ具体的な計画策定を進めていき、それこそ議会にもきちんとお示しできる日を一日も早くという思いで進めておりますので、よろしくお願いします。今後の計画の内容によっては、上位計画の見直しも必要になると考えます。

先ほどの議員との一般質問の中でも財政もしかり、もちろんそこを無視して進むことはできませんが、まさに今、佐藤議員がお話をされた順序立てた合意形成、この中の今過程にあると考えていただければ、先ほどの議員もよく理解をしていただけるのではなかろうかと私は思っています。佐藤さんもしかりであります。

やらなければならないことはどうしてもやらなければならない。その中において今回12月定例会の初日、定数の改正条例も皆さんにお諮りしたところです。佐藤議員は賛成いただけませんでした。そういう過程なくして前に進めませんということで進めておりますので、今後またいろいろな場面がこれからやってくると思います。この件はそう一朝一夕に進んでいくことではありません。その中においてはぜひとも、今お話をさせていただいた理念、佐藤さんの思っている地域医療もまさに同じであろうと思っておりますので、共に手を携えて進めていただけるように切にお願い申し上げまして、1回目の答弁とします。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

では、再質問……やはり若干ありますので、再質問させていただきます。最初(1)のところからちょっといきます。どういう形、状況であっても、病院運営の改善とか運営の健全化というのは継続的に必要なわけですが、経費を切り詰めていけばよいわけではない。どういう状況下であっても市民の命と健康を守るための医療行政、運営というのを進めなければならないわけです。そのためにどういう医療を目指すか、それが第一にあって、そのためにどう取り組むか、という計画と施策に結びつかなければならない。このことでこれからの医療運営の内容も方向性も変わってくるわけでありまして。

経営改善を一生懸命進めて病院へつなげたいという考えは、何度もお聞きしていますので分かりますけれども、どう市民の命と健康を守るか、市長が目指す地域医療のビジョンは——基本計画に出ていると言いますけれども——ビジョンというか、医療体制の見直しで目指す安全安心の姿が、どうも今まであまり見えてこなかったのです。見えないまま進んでいる

のに私は不安を抱いて、同じような質問をしていたわけです。

今回の（１）の答弁の中で、私はこう考えるが、ということをお話させてもらいました。保健・医療・介護・福祉の医療資源を連携して医療を目指すのではないですかという話をさせてもらいましたが、おおむね、市長はそのようなことを考えながら地域医療を目指す、答弁の中で私は解釈をさせてもらいました。それで多分いいと思いますけれども。それであるならば、具体的にはどう進めるかというのを（２）以降で再質問いたしますので、（１）についてはそう解釈させてもらってスルーさせていただきたいと思います。

では、実際の再質問に入りますけれども、（２）の①の部分であります。病病連携、病診連携。ちょっと言葉があまり一般向けではないかもしれませんが、市長が説明していただいたとおりでありますので、そのように理解してもらいたいと思います。具体的にどうしているかというのは、答弁いただきました。できる連携を進めているという思いで聞かせていただきました。その中にちょっとなかったことで、病病連携、病診連携について具体的に二、三、ちょっと再質問させていただきます。

まず１つは、紹介・逆紹介を効率よく行う必要があると思います。特に地域完結型医療が、形は始まっているわけですので、基幹病院と市立病院——市民病院、大和病院です——との連携がどうなっているかです。逆紹介率となると、こういうことで……出しづらい。率というのは全体をこうして出す、入れるで、出しづらいと思うのですけれども、具体的に率でなくてもいいですけれども、基幹病院との紹介・逆紹介の実態はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

今ほどのご質問は非常に的を射ていると、聞いていただいてうれしいような質問であります。まず１点は、私がなつてから非常に危惧していたのは、もともとの病院再編の中で今ほど言った逆紹介・紹介、こういった構築がきちんとされて基幹病院がありそして周辺の病院があり、この中で中核をなすのが市民病院になってくるわけですが、そういう体制が取れなければならない……（「うん」と叫ぶ者あり）それを目指すのですよね。そこがまずあった。

それが私としては、こちらから——救急的なものはあるかもしれませんが、逆に逆紹介という言い方になるかな、そちらの方向が——やっていましたよ。足りなかったと私は思います。それは我々共通認識になっていまして、今、基幹病院とそういう、さらにそれをちゃんと深めていこうという信頼をつなぎながら、やっといこうという方向に私は心砕いていく方向だと思います。極めつけなのはやはりその後のリハビリ、こういったものがきちんと役割分担化されていくことがこの地域にとって絶対的に必要だと。今お話のことはまさにそれがないと、それが核になると私は思っております。少し立ち入ったところにつきましては、外山副市長に答えてもらいますので、よろしくお願ひします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

市民が安心して各ライフサイクルに応じて、いろいろな病状においてきちんと医療を受ける体制をつくるために、議員がいつもおっしゃっている地域包括ケアという横軸がございませぬけれども、縦軸として地域医療将来構想——高度救急・救急・回復期・慢性期とあります。これが全部相まって医療が成立するわけでありませぬ。そういった観点から一例を申し上げますと、さっきの回復期リハビリテーション病棟で基幹病院のほうに挨拶に行つて、今度はうちが受けるぞと言ひませぬけれども、一方で、基幹病院の中期経営計画の中で地域包括ケア病床 48 床ありませぬけれども、それは地域の病院がやるべきだろうということでありませぬ、市民病院のほうではこれから地域包括ケア病床を増やせぬと、基幹病院のほうは高度に変えていくという形で連携を図つていくようなことが重要だと思ひませぬ。

基幹病院にしてみませぬと、地域包括ケア病棟だと患者さんを送り出しやすいのですね。基幹病院は、今度は地域医療支援病院という、ちょっともう少し上のランクの病院を目指ひませぬけれども、市民病院に地域包括ケア病棟ができますと、そこに行く復帰率が非常に高くなるものなので、いよいよ具体的にそういった形をつくることを通じて理念の実現を図つていませぬ。こういう段階に来ていませぬ。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

専門的なご答弁をいただきました。私の聞き方が悪かつたのですが、今、多分数字的に出せないのでせうけれども、基幹病院との紹介・逆紹介がどういふことになつていふのかというところを端的に答えてもらえればよかつたのですが……（何事か叫ぶ者あり）それはまた解釈でませぬので、次の質問にちょっと入らせてもらひませぬ。その次の質問の答弁の中でありませぬらお答えいただきたいと思ひませぬ。

令和元年 8 月に基幹病院で勉強会を行ひませぬ。そのときの資料で基幹病院の紹介率・逆紹介率がありませぬ、令和元年度の第一四半期の状況だつたと思ひませぬのでせうけれども、その中、紹介・逆紹介、基幹病院——これは基幹病院ですから、ここだけではない、全部に出したとか入つたとか、数字的に出るわけですけれども、30% ぐらいでした。基幹病院が一番悪い状態のときだつたかもしれませぬし、その後は分かりませぬ。

ただ、先ほど言ひませぬように、一応地域完結型の医療体制が今出来上がつていませぬが、高度医療、急性期医療を担う基幹病院と、回復期、慢性期を担う市立病院群とかの連携——紹介・逆紹介ですよ——が進まなければ、市長がおっしゃるよういふ地域完結——ここはまだ言ひませぬないですけれども、地域包括ケア病棟も回復期リハビリテーション病棟も成り立たない。成り立たないといふのはちょっと語弊がありませぬけれども、なかなか難しい。紹介・逆紹介——ここが市長が言ひませぬところですよ。紹介・逆紹介が順調に行われることで、そしてまた機能分担して地域完結型医療体制が出来上がつてくるのだと私も思ひませぬ。

が、今どういふ状況になつていふのかといふのが私は見えませぬし、もしあまり基幹病院と

の連携というか、紹介・逆紹介が進んでいないのであれば、具体的にここをきちんとしなければ、病病連携のこれはスタートですから分かりませんので、もうちょっと端的でいいので、こういうことをしながら紹介・逆紹介を高めていこうというようなものがありましたら、ちょっとお願いしたい。

○議 長 市長。

○市長 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

リハビリにはいろいろな患者さんの形態があり——例えば手術後もあったり、整形もあったり、いろいろあると思いますが、今それがきちんと機能していない。もっとできる。そこを目指したくて、市民病院は例の病棟の改変を行おうとしているわけですね。ここに——ごめんなさいね、批判で言っているのではないのですよ……（「うん」と叫ぶ者あり）それを準備するにはあしたからできないです。だから、職員の定数なんかも増やしたりとか、そういうことやって、その一連の関連ですよ……（「ああ、そうですか」と叫ぶ者あり）これは紹介・逆紹介の問題に全部係る問題だから、我々は避けられない問題として取り組んでいるのです。

ちょっとその辺のご理解が足りなかったか、あの表決のときには……（「そうですね」と叫ぶ者あり）申し訳ない——と私はそう思っています。では、外山副市長にも話をしてもらいます。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

基幹病院がもっと逆紹介したい——つまり市民病院に患者を送りたいと言っても、地域包括ケア病棟のようなものがないと、急性期から急性期というのは健康保険財政上インセンティブが働かないのです。だから、受皿として形から地域包括ケア病棟をつくることによって、基幹病院にとっても患者さんを転院させる——患者さんにとってももちろんメリットはありますけれども、そういう形をつくっていくことによって、逆紹介という言葉で代表されますような連携をさらに拡大してくれと、基幹病院のほうもそう言っているのです。ですから、それに呼応するような形で我がほうも病病連携で病院同士連携して努力しよう。受けた患者さんについては在宅を目指して、また在宅のほうとネットワークでやろうと、こういう話になっております。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

定数問題といいますか、回復期リハビリの関係、そういうところの深い意味合いがあるのであれば、理解できることもありますので、またそのことは後で、またちょっとお聞きしようと思ったのですけれども。紹介・逆紹介の絡みをお聞かせいただきました。このことについてはちょっとこれまでにしまして。

もうちょっと病病連携のことについてもう一点、お聞きしたいと思うのですけれども、医師会との連携体制です。若干、具体的な連携の例を挙げさせてもらいましたけれども、医師

会とどういう連携を築くかが、これから重要だと私は思うのです。

例えば例を挙げてちょっとお伺いいたします。これはどこでもやっていることなので、言うまでもないかもしれませんが、かかりつけ医のところに急に往診が来たとか、患者が急変したとか、入院施設がなかったけれども入院が必要になったとか、かかりつけ医で対応できない場合に、例えば前回だか前々回に例を出しましたけれども、柏市ではそういう一定のエリアでグループをつくって、主治医、副主治医、そういうのをつくって、主治医が対応できないときは副主治医が対応するような、そういう副主治医がバックアップするような体制をもうつくっているというところもあります。

今回ちょっと調べてみましたら、静岡医師会でイーツーネット医療連携システム——2人の医師ということですよ——という、民間医療機関と市立病院で疾患ごとに——例えばがんとか脳卒中とかで連携を組みまして、診療所と病院で患者さんの——ふだんは診療所の主治医が診るのですけれども、そこで診られないときは副主治医が診ると。病状によってこちらが診たりあちらが診たりと、2人の医師がその患者さんについて対応するような、そういう連携も静岡医師会ではつくっています。

そしてもう一つ例を挙げさせてもらいますと、ちょうど出てきたので、尾道市。これは、地域包括ケアの発祥の地とされる公立みつぎ総合病院があるところです。ここで患者さんだけではなくて主治医と開業医と一緒に診察をしたり、そしてまた共同診療をしたり、そういうことが普通に行われると。そういうような連携をしているところもあるのです。こういう連携は患者さんだけではなくて医療機関の負担の軽減にもなりますし、医療資源の最適な活用といえますか、そういう活用にもつながるのですけれども、そういう具体的な医師会との連携を持ちましょうかというような話合いというのは、今進んでいるのかというところだけお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

これはやはりいろいろ絡みがあります。なので、福祉保健部長になるか病院事務部長になるか。それぞれ話ができるかもしれませんが、総論としてまず外山副市長から話をし、必要があったら担当部長のほうからお願いします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

先ほど市長のご答弁で、この地域の開業医の先生が段々少なくなってきているということを見込んで、市立病院群の在り方もそういったことを視野に入れた運営体制が必要だという認識を述べたと思います。その連携の手法としてはいろいろなパターンがあると思いますが、初歩的に例えば紹介した患者さんについて、対診をベッドサイドでするとか、いろいろなレベルから——今もCTとかMRIは連携して診断して・・・していると、いろいろなレベルがあると思います。

ただ、今、議員がおっしゃったような、常に患者さんに主治医制で2人の複数制を取って

いる例というか、まだその段階にまでいかないという、そのためにまだ市民病院、大和病院とも、そもそもの医師数をある程度足腰を強くした上で、そしてその上でまた次のステップに進んでいくのだと思います。補完すべきところがあったら病院のほうで話してもらえればと思います。

以上です。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

ただいまの質問ですけれども、医師会との連携ですね。それにつきましては、今、副市長からも答弁ありましたとおり、MR I ですか、そういった機会の受託を受けておまして、利用していただいているところもあります。あとは先ほども答弁にありました病診連携というところで、各クリニックから紹介をいただいたり、逆にこちらから紹介したりということで連携はしています。

主治医、副主治医ということですが、開放ベッドといいますか、そういうことになりますとなかなかまだ取組ができるような状況ではありませんので、紹介・逆紹介の中で進めております。

また、緊急の場合ですと、救急車でクリニックのほうから運ばれてくることもありますし、そういうところでは十分対応ができていますと、そのように考えております。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

ちょっとこう先をすっ飛んだような例を挙げて質問したので、ちょっと困ったかもしれませんが。どういう形であれ医療資源が少ないところであれば、そういう医師会の中に入って医師会との連携というのは、今後ますます私は重要になると思いますので、何ができるのか、どうできるのかというところを検討していただきたいと思います。

次、在宅療養を可能にする医療連携というところに移りたいと思います。多職種連携です。これも何度も質問していますけれども、そしてまた地域包括ケア連絡協議会の話がちょっと出ましたが、ここが中心になりまして、多職種連携の研修等行っていると思います。前回の質問では研修会を月 1 回のペースで行っているというようなことでありました。その研修会から実務として多職種連携がどう進められているのか、進めようとしているのかというところをちょっとお聞きしたい。

その 1 つ目については、前回の 9 月の質問の中で、多職種連携のために連携シートの作成を進めているという答弁がありましたけれども、在宅療養を支えるためにこの情報共有というのは大変私は重要な取組だと思うのです。その連携シートというのが今どう多職種連携の中で生かされているといいますか、活用されているかというところの実態をちょっとお聞かせいただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

多職種連携のことにつきましては、担当の部長もしくは課長、参事のほうから答えてもらいますので、よろしくをお願いします。

○議 長 介護保険課参事。

○介護保険課参事 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

月1回の研修というので、今医療機関からいろいろ情報を得るためのシートの作成については、その会議の中から意見が出まして、その作成をしたほうがいいのではないかとというのが提案されました。それに基づいて地域包括ケア連絡協議会のほうでワーキングチームをつくって、それを作成してきたという経緯があります。そういう形で行ったりとか、今回12月に行う多職種の研修会でもリハビリのを中心にして学ぶということで、リハビリ職だけがそれを分かっていたらよいというのではなく、介護やケアマネジャーだとかそういう方々が、住民にとってどういうリハビリが必要なのかというのを学んで、それに当てはまるサービスを家族や本人さんに提供していくという形でつながってきているかと思います。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

連携シートはどうやら——ちょっとはつきりしなかったのですけれども——できたようで、活用も始まっているというようなことだと思います。それを活用しながら多職種の話合いの場にも活用しているというような話がちょっと耳に入りましたので、それは大変いいことだということを思います。これが多分ケアカンファレンスということだと思うのです。私は連携シートも非常に大事ですが、一番大事なのはケアカンファレンス。それがどういうように行われているか。

例えば病院から退院して在宅に入るとき、病院に入っていれば、ずっとお医者さんがいますので、何の心配もなく家族も任せっきりでいいのですけれども、在宅に行くときは、介護の関係、看護の関係の人が1人で対応しなければならないとなると、その人の状況というのを分からなければならない。その点で連携シートはいいですし、そしてそのためにケアカンファレンスをやりながら在宅に送り出すというのが非常に大事なことだと思うのです。そういうケアカンファレンスみたいなどころまで、今、在宅療養を可能にする、支える医療連携として進んでいるのかというところをちょっとお聞きしたい。

○議 長 市長。

○市 長 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

引き続き、担当参事もしくは関係の担当から話をしてもらいます。

○議 長 介護保険課参事。

○介護保険課参事 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

今言った病院からの退院についてですけれども、それこそ病院のほうからもう時期を見て、

ケアマネジャーが分かっている場合にはケアマネジャーに連絡があります。あるいはケアマネジャーは、入院した場合には医療機関から入院したという連絡も来ますし、ケアマネジャーもその情報を得て、地域での情報もそれに伴ってフェイスシートを送っています。その退院についてを、退院の近くになるとまた退院のためのカンファレンスをそこで開くという流れがもう既にできています。それが行われています。

場合によっては、関係するサービス事業所の方も病院に集まって医師からきちんと説明を聞き、看護師からは病院の中ではどんな状況で、在宅ではどんなことが必要かという具体的な話合いの内容まで決まっておき、在宅ではどのようなことを注意して今後やっていったらいいかということを経験の中でカンファレンスした上で、ケアマネジャーが計画を立て在宅につながるというようなシステムが既に行われています。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

大変素晴らしい取組を、今、展開中ということで、私は一番ここが心配だったのです。医師、訪問介護、そしてケアマネジャー、そういう方々がこの患者さんがどういう状態で在宅に入るのかというのが分からなければ、在宅療養というのはなし得ない。一番大事なこと。在宅療養がなし得なければ、実質的な地域医療はなかなか難しいわけですので、さらに頑張ってくださいと思います。

ちょっと視点を変えて、もうちょっと在宅医療を支えるところのお話を聞きたいと思うのですが、カンファレンスのほかに一番私は期待していたところが機能強化型訪問看護ステーション、これは平成31年4月に開設されました。この役割からすると、在宅療養には非常に力強く私は感じていたのですが、この間の社会厚生委員会の中では、今、ちょっと私の聞き違いかもしれないのですが、機能強化型の在宅看護は今できていないというような話がありました。そのところをちょっと補足といいますか、話を聞かせていただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

この件につきましても、担当の市民病院事務部長に答えさせます。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

ただいまのご質問ですけれども、機能強化型ですが、今年度、今年の8月までは機能強化型を取っておりました。内容的には訪問看護、内容は変わっていないのですが、それに必要な基準になります居宅介護のほうが、残念ながら職員がちょっと体調を崩しまして閉鎖になっておまして、それで基準が取れなくなりました。ただ、同じ介護は継続してやっております。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

同じ介護、看護は継続してやっているというのであれば、私はいいのですけれども。ただ、私の認識からしますと、機能強化型訪問看護ステーション——何型だか分かりませんが、多分 24 時間 365 日の訪問看護対応とか、重症度の高い利用者の受入れとか、そしてまた強化型の形によりますけれども、看取りの体制もそろえながら運営しなければならない。これは非常に力強いことです。それを今、強化型になっていないけれども、実質的にそのことをやられていれば、私は全然問題ないのです。24 時間、365 日、重症度が高い利用者の利用、看取り、そういう体制が、形が変わってもできているのかというのをもう一回確認したい。

○議 長 市長。

○市 長 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

この件につきましても、担当の病院事務部長から答えさせます。体制をきちんと整えた上でないと、今の話がきちんと進められるのかどうかというのは、ちょっと私を感じますが、答弁をお願いします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

今までの体制は変わらずに、ただ加算が取れていないと、そういう状況です。

以上です。

○佐藤 剛君 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

今までの対応がそのまま——加算が取れていないというのは経営上非常に問題もありますけれども、私の立場からすると、今までどおりの 24 時間、365 日対応とか、そういうところがやられているというので、市民の立場からすると一安心です。だけれども、さらにこれから、機能強化型の訪問看護ステーションというのは 9 月、8 月までではなくて、もっと拡充していかなければならない多分、時代だと思っております。拡充の方向に向けて、そしてまた再開の方向に向けて、きちんとした体制が堂々とできるような体制を組んでいただきたいと思っております。

ちょっと時間の関係もありますので、地域包括ケアシステムのほう、一つ、二つちょっと再質問させていただきたいと思っております。2025 年をめどに厚生労働省が構築を求めている地域包括ケアシステムでありますけれども、おおむね 30 分以内に必要なサービス提供をされる日常生活圏——厚生労働省から言うと中学校単位ということらしいのですけれども——を単位としまして、先ほど市長も言っていたと思っておりますけれども、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される提供体制を構築すること、というようなことでもあります。言うまでもないことでもありますけれども。

したがって、超高齢社会を支えるこれは国策として進めているものだと私は理解しているのです。そういう中で魚沼市の例を取りますと、国の方針に沿って、平成 30 年 2 月に地域包

括ケアシステム基本構想を策定しまして、3つの日常生活圏を設定して、各圏域の医療や介護、インフラ等を含めた社会資源の状況によって、実情に合った必要な整備を進めています。

南魚沼市も今まで地域包括ケアシステム実現に向けて、そういう社会資源調査とかニーズ調査とか、多職種連携の研修とか、時間をかけてやってきたと思いますけれども、残念ながら圏域を設定してシステム化した具体的、計画的な提供体制にはなかなか結びついていないわけですね。大変これは難しいことだと私も理解はしているのですけれども、なかなかこれは長い期間こういう状態なので、このシステム構築がなかなか進まない理由については変ですけれども、なぜ進まないのかというところをちょっと教えていただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

それでは、今のご質問につきましては担当する課長に答えてまいりますので、よろしくお願ひします。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

魚沼市のほうでは、3つの日常生活圏を中心に地域包括ケアの基本計画があると、今、議員のほうからお話がありました。ですが、当市においては単独でそういったものは備えてはおりません。介護保険事業計画の中に、介護保険事業を進めていくために地域包括ケアシステムを深めていくというような定義で定めております。そのためのニーズ調査であるとかということについては、具体的に生活にどのように困っているか——午前中の議員の中の移動支援であるとか、そういったところも含めてになるかと思いますが、そういったところの具体的なニーズ調査については、残念ながら現在できておりません。必要があれば、今後、研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

ちょっと現状は理解できましたけれども、今後の見通しというのがなかなか理解しづらかったので、必要があれば考えたいみたいな話だったのですけれども、先ほど言いました国策として区域設定をしながら、そして切れ目のない4つ、5つだかの支援サービスを行っていくというのが国の方針です。それは今の段階ではあまり積極的には取り組む、構築する考えはないということなのではないでしょうか。ちょっとここだけ確認したい。

〔「時間がない。止めてくれない」と叫ぶ者あり〕

○議 長 市長。

○市 長 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

ないかと言われると、あると思うのです。ただ、そのいろいろなメニューを整えたりとか、様々なことを全部やれていって初めてやるものだから。やりますよ、やりますなんて言っても、そこが追いついていないとどうしようもないということではないでしょうかね……（「は

い、分かりました」と叫ぶ者あり) と思っております。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

時間もなくなりますので、最後(3)番のところを1点だけ、再質問をさせていただきます。医療問題は専門的で分からないことが多いわけですが、分からないまま話が進んでもいいわけではありません。加えて財政問題も絡むわけです。例えで言えば、先ほど大和病院の建て替えの話が出ましたけれども、例えば突然建て替えますよ、建て替えると言われても、財政事情がどうなのだ、現実的ではないとする議員も多分多いわけです。

だけれども、市長がちょっと説明を加えましたけれども、私もそう思うのです。医療資源の乏しいこの地域にあっても、地域完結型医療を目指して、市民の命と健康を守るビジョンがあって、そのために地域包括ケアを構築して、役割分担して施策をもって進める。

だがしかし、この地域は急性期病院からの受入れ医療機関が少なく、特に入院の受入れ施設は大和病院しかない。そういう中でも地域の民間医療機関や多職種との連携で、在宅医療を充実させながら地域医療を進める必要があります、その手法としてその中心を公的医療機関——大和病院が担わなければならない。そのために大和病院は存続させなければならない。こういう順序立てた説明と合意が私は必要だと思うのです。

その合意を経て、さらに存続するためには、現状の施設は老朽化が進んで大改修とか建て替えとかが必要だが、財政的措置はこうやりくりしても必要なものはやらなければならない。そして財政的措置はこうしたいという、そういう流れの中での合意形成とか、それも含めて進めていかなければならないと思うのです。

市長は、ビジョンは基本計画の中にありますと言いましたけれども、私はやはりずっと同じ質問が出るというのは、そういう市長の、今回、少し分かりましたけれども、地域医療に対する自分たちの命と健康を守る医療対策のビジョンが、まず最初に、私は見えていなかったのです。そういうところがあるから、いつまでも私みたいなものが同じ質問したり、前任者も同じような質問していますけれども、そういう質問が出るのだと思うのです。そこら辺——さっき答弁の中で順序立てた合意形成はそのとおりだと思いましたが、そういうところをもう一度考えながら、今後、進めていただきたいと思っておりますけれども、ご所見をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

今おっしゃったこと全部そのままやれという意味で、私に問うているのですか……(「いや……」と叫ぶ者あり) 私が言っていることとほとんど同じではないですか……(「では、それで答弁してくださいよ」と叫ぶ者あり) 何度もやっているのですよ、私は……(「いや……」と叫ぶ者あり) それまた答弁させますか……(「よく聞いて答弁してくださいよ、時間ないのですから」と叫ぶ者あり)

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市民の命と健康を守るための地域医療のビジョンとその実現について

ちょっと聞いたところがきちんとした答弁ありませんでしたけれども……

[制限時間を知らせるブザー音あり]

時間ですので終わりにします。

○議 長 以上で、佐藤剛君の一般質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を3時30分といたします。

[午後3時16分]

○議 長 休憩を閉じて、一般質問を続行いたします。

[午後3時29分]

○議 長 質問順位16番、議席番号3番・大平剛君。

○大平 剛君 皆様、お疲れさまでございます。また、傍聴の方におかれましては、わざわざのお越し、本当にありがとうございます。

早速ですが、私、今回大トリを務めさせていただきます大平剛です。実は私、トップバッターは3回経験があるのですが、大トリは初めてでございます、大変緊張しております。緊張の中でいい質問ができればと思いますので、よろしく願いいたします。

1 獣害対策について

今回は大項目2点について質問をさせていただきますが、大項目1点目、獣害対策についてです。昨年、令和2年度の鳥獣による、農林水産省の発表による農作物に対する被害は総額で160億円を超えるということです。そんな中、やはり国も今年、令和3年に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正しまして、対象鳥獣の捕獲等の強化、捕獲等した対象鳥獣の適正な処理及び有効利用のための措置の拡充などがうたわれております。これを受けて令和1年、令和2年ですか、熊の被害を大変受けた我が南魚沼市は、今後どういう獣害対策を行うのか、市長の考えをお伺いいたします。

(1) 最近の獣害の増加を見るに、捕獲等による頭数管理も必要だと考えますが、市長のお考えはいかがか。

(2) 電気柵は獣害対策において大変有用な手段であると私も認識しておりますが、補助を受けるための条件がなかなかクリアできないというケースがあるということで、もう少し条件を緩和した、市独自の補助制度をつくる必要性があるのではないかと考えますが、市長の考えをお伺いします。

3番目、獣害対策として里山の整備も非常に重要であると思いますが、整備が必要な山林の中には民有地もあります。この民有地も含めた里山の整備を今後どのように進めていくか、市長のお考えをお伺いします。

では、壇上からは以上とさせていただきます。

○議 長 大平剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、大平議員のご質問に答えてまいります。

1 獣害対策について

獣害対策についてであります。1点目の最近のその増加を見るに、捕獲等によるこの頭数管理も必要だと考えるが、というご質問であります。お話もありました、法律の一部改正がありまして、鳥獣による農林水産業等への被害防止施策を効果的に推進するため、本年6月、改正が行われて、主な内容は、猟銃の所持許可更新時の技能講習免除期限の延長、また有害鳥獣の捕獲後の有効利用促進——いわゆるジビエとか、そういうことになろうかと思えますけれども、その加工施設の支援などが主な内容になっています。なお、南魚沼市の有害鳥獣対策は、特別措置法の基本方針に即した形で、南魚沼市鳥獣被害防止計画を作成して、新潟県が作成する鳥獣保護管理事業計画との整合性を図りながら実施しているという立てつけになっています。

ご質問の頭数管理の必要性であります。これは当たり前聞こえるかもしれませんが、まず基本的な事項として、野生鳥獣は本来保護されるべきものです。そこからよく考えていかなければならないと思います。むやみに捕獲することは鳥獣保護法により禁止されているものです。その上で、特に人的被害や農林水産業への被害が危惧されているものについて、都道府県が保護管理計画を策定した上で、適正な頭数の維持と狩猟、有害捕獲をきちんと分別して、もって生態系の保全を図るという建前です。

誠にこれにさらされたのが、記憶に新しい熊の立て籠もり事件と、その後のこと。これは大変でした。この両面があるからです。保護ともう一方、我々が脅威にさらされているという問題、こういうことがあるわけでございます。

個別の鳥獣について説明したいのですが、この辺は事細かによろしいですか。ちょっとやりましょうか。やはりお聞きになっている方がよく分かっていたきたいところもあって。議員はご存じだと思いますが、特に人的被害の恐れが高いツキノワグマは、県において第2期新潟県ツキノワグマ管理計画を策定しています。安定存続個体群となるように、適正な数——我々のほうから言っているだけですけれども、熊にとっては全く関係ないわけですが——となるよう、年間の捕獲基準を定めています。

むやみに捕獲するだけではない難しさも併せ持つものであります。ご承知のとおり、一昨年、昨年と人里に多くの出没がありまして、有害捕獲として、令和元年度が88頭、令和2年度は58頭の捕獲を行いました。この中には残雪期に行う予察捕獲というのがあります、これも含んでいます。これは冬眠明けの熊を奥山——山の奥のほうに追い上げていく。我々の地より遠くに行ってくれということです。このことをやったりという意味でやっていますし、生息状況の把握を行う。これも併せ持って予察捕獲というのをやっているわけでありまして。まさに頭数管理の一環といえるものと思っています。あわせて、地域における狩猟技術の継承を図る場にもなっています。新しい若い方々が入ってきているということもあります。

次にニホンザルですが、これは農作物被害が大変やはり多い。ましてやお年寄りが特に多いのですけれども、農業に対する意欲が低下する。もう俺はあそこで作らないよ、ということです。これにつながっています。これらを踏まえて各種対策に取り組んでいますが、個体

群管理としては、20頭から70頭が1つの群れ。これが市内には8つあるとつかんでいます。8群れです。この生息であると推定しています。各群れの行動域——それぞれの群れによって行動するパターンがあるわけですが、これが実施隊員によるテレメトリー調査——例の発信機の調査です。これにより把握しておりまして、出没地点のマップの公開、そして移動予測メールの配信に今取り組んでいます。格段に——以前と比べれば、大分精度が上がってきていると思います。そして、農地や人家付近への出没を低減させるために、テレメトリー調査による市内巡回と併せまして、追い払いにも取り組んでいるという状況です。

捕獲について言うと、箱わななどによりまして、令和元年度は63頭捕獲しています。令和2年度は34頭。警戒する個体が大きくなっているために、捕獲目標には届いていないという状況といえます。引き続き、これらのテレメトリー調査等の情報を基に、効果的な捕獲に取り組んでいきたいと思っています。

次にイノシシ、最後にいたします、イノシシ。繁殖能力が非常に高い。毎年一定程度の捕獲を進めないと、地域内での増加が止まらないもの。新潟県には本当はいなかったのです。しかし、雪の降雪の量にも随分影響すると言われていています。水田、いわゆる圃場に入られると、あぜですね、畦畔の破壊。またはごろごろと動き回るといふか、のたうち回るといふか、これをヌタ打ちと呼んでいます。これらが見られて、相当広い範囲の米に被害が発生すると。ヌタ打ちをやられた場合には、全く食べられなくなると。逆に刈取りしようにも、コンバインの中にその米が入った場合には、臭いがついてコンバインが駄目になりますので、そういう問題があります。市として1台用意するべきかという議論までちょっと今、内々には——ちょっとまだそこまで行きませんが、本当に。それまで用意して農家はやられているわけないですから。そういう状況まで生まれています。

農業被害額としても一番多いのはこのことになろうかと思っています。幸いにも当地域にはありませんが、全国各地では人的被害が発生しています。最近の増加傾向を強く危惧している。このほかにも鹿が、という問題もある。鹿はもう山が全て荒廃するという話にもなりますし、いろいろございます。くくりわななどを実施していますが、非常に警戒心がイノシシは強い。そして無雪期の捕獲は非常に難しい、雪がないときは。こういう状況がございます。

いずれの野生動物に対しても、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、しかし脅威はまさにあるので、生息数を適正な水準に管理し、人身被害の防止や農林水産業への被害を低減するよう、進めてまいりたいと考えております。

2つ目の電気柵のことです。もう少し条件を緩和して市独自のやり方はできないか。おっしゃるとおりだと思います。補助を受けるための条件ですが、農業用構築物としての電気柵の耐用年数が8年間と規定されていることから、補助制度を活用した電気柵の設置についても、8年間の使用が義務づけられているのです。申請に当たっては、地域で3戸以上の耕作者が共同で取り組むことが必要となっている。

条件については厳しいところもありますが、例えば申請者に高齢者世帯が含まれて、単一農家として8年間の継続使用が難しい場合など、ありますよね——年がかなりいっている方、

8年間、というところあります。この場合、仮に高齢によるリタイアが発生したとしても、同地域のほかの担い手に貸し付けることで、使用を維持することが可能と考えています。

電気柵設置に関する支援については、国の補助金などで、設置費用が全額保証されており、地元負担金が生じない、よい制度と考えております。安心して農作物を作付できる環境を整えて、耕作放棄地にもつながらないように国の補助制度を活用しながら、市独自の補助制度が必要かどうか判断してまいりたいと思います。

3つ目の質問がありました、ごめんなさい。民有地の里山の整備の話です。これは私も非常に強い思いを持っているのですが、なかなかまだまだだと思えます。民有林保育事業があります。国・県60%、市が20%の補助率。何と80%の補助事業として取り組んでいますが、森林施業に関しては、林業従事者や森林組合等のマンパワーの減少も含めて、労働人口の減少によりまして、年間の施業規模が非常に限られている。もしくは2割自己負担というものが、まだまだ、それでもなおできない。

少し角度を変える必要が私は出てきているのではないかと。まずは林に行かないので、自分の林がどういう状況になっているかはっきり言って分からない人が多いと思えます。加えて、自分の林の境界線が分からない人も多くなっています。これらも含めて、非常に大きいテーマだと思えます。

林野庁では、労働力不足を補う手段として、スマート林業とか、リモート・センシングといった省力化に向けた試みも行っていますが、民有林保育の観点や、今SDGsとかいろいろ言われているわけですが、二酸化炭素の削減とかです。伐採後には再び植林を行わなければ、当然これなりません。

今年度、市では、鈴木議員のときにもお答えしていますが、森林基本計画の策定、またレーザー計測による森林資源解析等を実施しています。まさにこれから森林区域のゾーニングなどを行うというようなことも含めて、それらによって持続可能な林業を進めていくと思っています。

単に伐採するだけでは、防災の観点ではまたこれも駄目。土砂崩れの対象になったりとか、あるのです。様々な要素が含まれての森林行政だと思っていますし、このことなしに有害鳥獣問題も、里山の再生がないと解決していかないということは繰り返し話をしていますが、そういうことにつながると思えます。角度を変えて民有林の部分——いわゆる里山の部分に手を入れていくにはいかなる方策があるかどうか、非常に思いを巡らせているところでありますが、また、いろいろなご提言があったらお聞きしたいと思えます。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1 獣害対策について

詳細な答弁をいただきまして、ありがとうございます。答えを聞いていると、なかなか市長も——多分、根底のところは私と思いは同じだということがあると思えますが、ちょっと細部について再質問させていただきたいと思えます。

最初の質問ですが、頭数管理、現在もやられているという感じの答弁をいただきました。実際やられているとは思いますが、では、それを行うやはり猟友会の方々、多分主に猟友会の方がやっていると思うのですけれども、その方々がいろいろ最近高齢化も含めまして様々な能力の低下が全体として問題になっております。こういう猟友会に対してどのようなサポートを今後、市は考えていらっしゃるかというところを、ちょっとありましたら教えていただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 1 獣害対策について

猟友会の皆さんに頼らざるを得ない、本当に強い信頼感、信頼申し上げる皆さんであります。しかしながら、猟友会というのは、そもそもが個体管理とか、我々が思う行政的な角度、本来は——私の父も鉄砲撃ちでしたが、すごく甚だしい鉄砲撃ちだったというか、一生懸命やっていた人間だったのですけれども、やはり基本は趣味なのです。そこを考えるとやらなければ。その皆さんにお願いしているということだから、やはりサポートは必要です。今様々なサポートのことは、新しい方向も出てきていますし、市もやっております。これはいろいろ取り組んでいると思っておりますので、この件につきましては、詳細は担当部、担当課長のほうに答えてもらうことにしますので、よろしく申し上げます。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 1 獣害対策について

猟友会へのサポートということで、お答えのほうさせていただきます。当市の有害鳥獣駆除に活動していただいております南魚沼市鳥獣被害対策実施隊、こちらは猟友会南魚沼支部の全面的な協力のもとに成り立っております。

具体的な支援策でございますが、1点目、実施隊活動報酬ということで、こちらは個人活動費について年額1万5,000円をお支払いしております。同じように捕獲業務委託料として、こちらは団体としての活動費、年額230万円となっております。それ以外に猟銃免許、所持許可に係る経費の補助のほうを5万4,000円を上限にさせていただいております。あと、ライフル銃訓練時の交通費の補助、また猟銃免許の更新時の技能講習の補助を行っております。

現在、県内に大型口径ライフル射撃場の建設が予定されております。こちらは新潟市の秋葉区で予定されておるのですが、こちらに建設ができることによって、県外まで今まで行く必要があった射撃訓練が県内で行えるようになります。こちらのほうに市としましても——県内で市町村が連携いたしまして建設費の一部を負担するという形になっております。

以上であります。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1 獣害対策について

サポートをいろいろしていただいているということです。猟友会の人たちも高齢化が進む中で、若手の人に入ってもらわなければいけない。多分、ライフルというか猟銃免許を持つ前に、わな猟の免許を皆さん取られると思うのです。大抵の人はわなを持っていて猟銃の免

許を——猟銃の免許を持っていてわなの免許を持っていないという人はなかなかいないと思うので。そこが入り口になるのかと私はちょっと思っているのですけれども、例えばわな猟に対する何か補助みたいなものがありましたら、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 獣害対策について

今のわなが先か、免許ですね、猟銃が先か。それは一概にちょっと言えないのではないかと、私はちょっと思ったのです。もともとの農作業から入ると、私どももよくうちの畑でも昔タヌキを捕ったり、わなが先にあったような気がします。今の方々は趣味の世界からというと、猟銃から入ってきていると思うのです……。それはちょっと置いておきます。このことにつきましては、担当部もしくは担当課長から答えると思いますので、よろしくお願ひします。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 1 獣害対策について

今ほどのわな免許の補助ということでございますが、確かに狩猟、銃の免許取得等には補助はあるのですが、わな等の免許についての補助は今の段階ではございません。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1 獣害対策について

猟銃が先か、わなが先かというのは私が言い出したことです。申し訳ないですけれども、ではそれは置いておいて。わなというのをやはり今後、猟銃までは駄目だけれども、わなで小動物とかの小型獣を狩ることができるという人のためにも、やはりそういうところにも補助をつけていくべきだと思うのです。この辺については、今後そういうことも考えていただけるかどうか、そこをお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 獣害対策について

そうだなと思って聞いておりますので、これについてもちょっと見解を担当課長のほうから話してもらうことにします。そういう必要があれば、やはり取り組んでいくべきだろうと思います。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 1 獣害対策について

わな免許の補助については、今後ちょっと検討のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1 獣害対策について

分かりました。市長がいい答弁を、そう思ってくださいということなので、今後の検討に

期待したいと思います。それと同時に、今度、先ほど市長も最初のほうで述べられましたけれども、やはりジビエとか捕獲した鳥獣の、この場合、獣ですね——イノシシだったり、鹿だったり、熊だったり、こういったものの今後、食品利用について、何か市のほうでは具体的に考えていることがあれば、お教え願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 獣害対策について

この間も大和の地区でジビエ料理を頑張っている青年に——この間ここで話をした例の南魚沼の宝、6次産業化のあれで頑張っている青年、自分で施設まで造ってやっている。大したものだと思って、うれしく思いました。イノシシですね、あれはシューマイでしたけれども、イノシシシューマイ、あとはニホンジカ。

ジビエとしての利用については、今までも食肉処理施設に持ち込んで出荷できる体制はあったわけですが、その処理施設が限られているということがあります。多くは、捕獲者の持ち帰りによる自家消費とされている状況。今年の、今ほど言った10月から、黒土新田ですけれども、食肉処理施設において——今イノシシの話をしましたが、ツキノワグマに限りまして放射線のセシウムの検査を受けて、基準値以下であれば出荷ができるようになったということから、新たなジビエの可能性が広がったものと考えています。

これまで原発の事故以降、ずっと難しかったのですけれども、これがよくなりました。あとほかにもいろいろございますが、ジビエについてはやはり新しい——昨日かおとといも日本経済新聞にも大きく取り上げられていましたが、長野が今利用率は断トツ1位、新潟県はちょっと弱いのです。これらも含めて様々あるかと思えます。加えまして、6次産業化にも出店されていましたが、今、魚沼の里のあそこで食肉の蔵を、雪蔵を造られた方がいますが、そういうことを取り組んだらという話をしたら、まさにもう取り組み始めているということですので、ちょっと期待しているところであります。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1 獣害対策について

そのお店では、ほかにイノシシによるとんかつみたいにイノカツとか、あとソーセージもやっていますので、ぜひ今度いらして、実際に召し上がっていただきたいと思います。その中で、やはりジビエというのはなかなか今人気があるようでして、私は地元の猟友会の付き合いで、熊、イノシシ、鹿、いろいろ食べさせてもらって、カモやウサギも食べましたけれども、やはりなかなか臭みがあると言われていたのですが、ちゃんと食肉処理して、血抜きとかの処理しておけばそうでもない、結構おいしいものだと思っています。

例えば、日本農業新聞で今年の8月の記事ですけれども、ふるさと納税の返礼品に今ジビエが使われているということで、3年間の間で扱っている自治体数が2.9倍、寄附額にしてみると7.6倍に増額したということが書いてありました。その他いろいろ、鹿肉をふるさと納税に出したところ、1年間に1億円から2億円の売上げになったということもあります。

まだその1店舗でやっているということなので、なかなかそこまでの規模に持つていくのは難しいと思います。いろいろなクリアしていかなければいけないハードルがあると思いますが、やはりこういう有害鳥獣——我々人間の都合ですけれども、里にとって、地域にとって有害なそういった動物を狩って、そうやって食肉処理して出すことによって、有益な動物に変えるというのは、実に理にかなったやり方だと思います。ぜひこの点は今後、大いに市のほうでも協力し合って、ふるさと納税の採用をまず最初目指してもらって、そういうところからやっていただきたいと思いますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 獣害対策について

すみません。ふるさと納税の話をする、まさしくあの6次化の、もうあのときにお二組、そういうことを言っている方がいます。・・・でいると。少なくとも、そういう皆さんはチャレンジしてこられるだろうと思いますので、まさしくその日はもう近いと思います。私は非常にすばらしいと思っています。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1 獣害対策について

では、うちのふるさと納税の品物にそういったものが並んで、大いに市に対するふるさと納税が来て収益が上がることを期待したいと思います。ただ、あまり売れ過ぎて私の口に入らなくなると困りますので、その点はちょっと遠慮していただきたいと思います。

では、次のケース、電気柵のほうに入りますが。市長が言われたとおり、やはり高齢者の方が非常に、8年は長いというのがあるのと、またうちは豪雪地帯ということもあって、電気柵とか、ほかの柵にしても、つけっ放しということはできないのです。冬になったら取り外さないと駄目になってしまう。そういうところから、やはり8年の長さ、柵をつけたり、外したりという、そういうところがなかなか難しい。人に頼むとやはりお金や何やらがかかってしまうということで、そういうところが難しいという点があるので。市長、今独自のものを考えていかなければいけないというのがありましたので、そこに期待したいのと。

例えば電気柵以外でも小型猿とかハクビシンとかタヌキとかを、今火薬を利用して、音を鳴らして追い払う、花火を利用して追い払う。ほかに猿に対しては、BB弾で電気銃や空気銃で、ガスガンで追い払っている方もいらっしゃいます。例えばそういったものに対して市独自として、全額ではなくてもいいから半額でも補助してやるとか、そういった使いやすさ、そういうケースに対して補助していただけないかという思いもあるのです。そういうことに対して、ちょっと考えを巡らせていただけないかと思いますが、どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 獣害対策について

十分検討したいと思いますが、その前にいろいろな形からサポートできる——例えば地域づくり協議会等々の利用とか、確かあったと思うので、その辺につきましては、ちょっと担

当部のほうに答えてもらいます。いずれにしても、懸案事項でありますので、これからいろいろできることを、やはり我々知恵を絞り合っていくというか、大事なことだと思っています。担当部のほうから答えてもらいます。

○議 長 農林課長。

○農林課長 1 獣害対策について

今ほどの花火、それから火薬を使った経費の負担の関係ですけれども、実はこちらにつきましましては行政区の追い払い体制づくりということで、年間5万円を最長3年間支援している制度がございます。今までに、現在51行政区がこれを使いまして地域の追い払い体制をつくっていただきましたけれども、補助期間終了後につきましましては、そのできた体制で活動していただくことが前提となっております。ただし、その後の費用負担については、多面的機能支払交付金ですとか、あるいは中山間のエリアに入っておれば、そちらの事業のお金が地域の話合いの中で利用することができますので、そちらのほうをご活用いただければと思います。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1 獣害対策について

一応、もうあるということです。ただ、なかなか集落単位とかでやるということも重要ですが、個人でやられる方もいらっしゃるんで、そこもちょっと今後は検討していただきたい。いろいろな面で検討していただくという話でしたので、この件については、ここで収めさせていただきたいと思いますが、ぜひとも様々な方策でそういう追い払いをやっている方に補助をいただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

最後の質問ですが、里山の整備がなかなか進まないというのは、私も見たり聞いたりしている中で、やはりそれを感じます。8割補助でもやはり進まないという現状がある。そして自分の林がどこからどこまでなのか分からないと、なかなかこの問題にいきなり100%の答えを求めるとするのは難しいと思います。

例えばですけれども、里山——里から30メートルか20メートルくらいのところを伐採する。そして植林するということです。これを例えばモデルケースとか、モデル集落、もしくは地区でもいいですが、にして、その集落や地区の里山を整備するのに、例えばですけれども9割、10割の補助を出して、それでモデルケースとして5年間とか、年月を長期でやってみて、それで例えばそれも杉を切って杉を入れるのではなくて、広葉樹林に変えるとか、いろいろな方策をしてみて、5年間でやってみた結果、これだけ減りました。皆さんやってみませんかとか、そういうようなやり方もできると思うのです。例えば本当に10割やるからやらせてくれというくらいの気持ちで、市は取り組んでみたらいかかかと私は思うのですけれども、どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 獣害対策について

森林の行政というか、若い頃から森林組合長みたいな——地元で取り組んできた人間の一人として、また地域のやはりいろいろな課題に地域の役員としてやってきたときのじくじたる思いというか、何で進まないのかというところはずっとあったわけです。私は今、大平議員が言っていることは、非常に有効な手段というか、それ以外にあり得るか、逆に思うくらいです。ただ、まだこれはやるかやらないかとか、言えません。このキャッチボールがいい時間だと思います。そしてその中から組み立てていきたいと思います。

8割公費で負担していても進まない状況。そして有害鳥獣の緩衝帯をつくらなければいけない課題。そしてそこにまた新しくまたうろぬいたところにきちんと新しい次の植生をつくり上げていく。植林していく。そういう過程の中では、個々の民地の人たちがやっていくという時代はもう完全に通り過ぎてしまっていると私は思うし、こういう事業に取り組む中で、初めて自分のうちの境界線が分かったり、決めていける。100年もかかるなんて言われている森林の国土調査がです。

そういうところから誘発されていくのではなかろうかと、前に出ていけるのではなかろうかとやはり思っていて、ずっと何か自分ではおぼろに考えていたところだったのです。そういう事業の展開以外に今までどおりのやり方でやっていて、果たしてできるだろうかというのは、本当に思いがあるので、今大変私にとっては参考になりました。今後これをいかにやっていけるかどうかということも含めて——いろいろハードルがありますので、それは十分考えていきたいと思います。聞いていて、自分の中で逆にもやもやしていたのがすっきりしたような感じがいたしました。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1 獣害対策について

市長からそこまで言っただけとは、さすがに私も思っていなかったのですけれども、ある意味最高の答弁をいただいたので、この件に関してはもう既にこれでやぶをつついてどうか、林をつついて獣を出す必要もないと思いますので。

ただ、この大項目1番について最後に言わせていただきたい。答えをいただいて終わりたいと思います。今私が言ったのは主に公助の面です。だけれども、やはり獣害対策というのは、公助も大切ですが、個人個人がやる・・・をなくす、自助。集落単位で追い払いとかもやる。もしくは動物が隠れる場所を切り払ってなくす、そういう共助。そしてそれを支える公助、そういう住民の方や集落、そして我々行政体が一緒になってやる。こういうことも私は重要だと思いますので、ぜひ、市長にはこれまで以上にそういった——例えば講習会を開くとか、地域に入ってそういう方々にこういうやり方があるという先進地の事例を教えるとか、そういう啓発事業も行っていただいて、ぜひともこの間みたいな熊の被害で子供たちが大変怖い思いをするようなことが絶対ないように、行政を挙げて取り組んでいただきたいと思いますが、最後に私のお願いに対する市長の答弁をいただいて、次の質問に移りたいと思います。

○議 長 市長。

○市長 1 獣害対策について

一生懸命取り組んでいかないと、里山が本当に荒廃していきますし、林業、前に出ないと私はやはり思います。加えて、やはりしかし木を植えた人たちにとっては、孫のためにおじいちゃんたちの時代が植えてくれた林を、今我々がどうしようかと思っているわけです。がゆえに、やはり生産森である。本当にお金になっていくというところの循環を、みんなに理解していただいてやっていく必要があると思うので、ただ単に保育とかだけの問題だけではなくて、そういうことも相まってやっていって、加えてそれが——今議会で鈴木議員からもいろいろな話がありました。そういったところに結びついていけるように、うまく仕組みをつくっていけないだろうかということで頑張りたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 2 市職員の資格取得について

では、市長の思いを承ったところで、次の大項目2点、市職員の資格取得についてお尋ねします。現在、市は医療——まさしく今日多くの一般質問で出ましたけれども、医療・福祉等の分野をはじめとする多様化する市民ニーズに対応することが求められています。そのためにも人材の育成、そして活用を図ることが重要であると私は考えますが、そういった人材の育成、活用といっても非常に裾野の広い話ですので、その中で一番ある意味見えやすいというか、資格の点から質問させていただきます。

資格の取得に関して、我が南魚沼市ではどのような取組を行っているか。まず基本のところからお聞かせください。

○議長 市長。

○市長 2 市職員の資格取得について

それでは、大平議員の2つ目のご質問、市職員の資格取得で、1点目のところであります。資格取得に関して市はどのような取組かということですが、職員の資格取得への支援については、多様化する行政需要に対してやはり適切に対応するため、職員の資質向上と能力開発を図ることを目的とした自己研修事業というのを設けています。これは職務を進めていく、遂行する上で有用と認められる資格を取得するための研修等に、職員が参加する場合の旅費に対して支援するというものです。

今年度はコロナ禍の影響もあって、こういうのが軒並みになかなか難しかったのです。それでも現在2名。引き続き周知を行いまして支援していきたいと考えています。これは積極的に進めていこうという流れです。

また、担当業務に必要な不可欠な資格というものもあります。必要不可欠な資格については、所属において予算化して、そして公費負担とすることで資格取得の支援をしています。一例を挙げますと、例えば消防さんの場合だと、救急救命士の養成については講習料及び旅費の全額、水道課になると給水装置工事主任技術者などがありますが、これらの研修及び旅費の全額、福祉課で申し上げると社会福祉主事資格認定のための講習料及び旅費の全額などが挙

げられるかと思えます。

このほか、資格取得の支援とは別に、特定の分野、業務における専門的な知識や技術を育成したいというために、県自治研修所というのがあります。こちらや市町村総合事務組合主催の専門研修を受講する。あるいは税務、監査といった分野においては、より専門性の高い研修を受講するといったことによりまして、時代の変化に即応した実務能力、また多様化する市民ニーズに的確に対応できるように、現在進めておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 2 市職員の資格取得について

市長から詳細な説明をいただきました。資格取得のために様々なことをされているということで、その点は非常に安心したのですけれども、実際に資格——今回コロナ禍だからしようがないとはいえ、2人ということです。

やはり資格を、工作上必要だということなので、当然皆さん取りにかかると思うのですけれども、積極的に自己研鑽や資格の取得を促すためには、やはり取るのに補助するのと同時に取った後、それに対して何らかの——生臭い話ですが、給与で上げるとかいうのを民間でもやっています。やはり有用な資格を取って自分の有用性を上げて、それを仕事に生かした人間に対しては、それなりの報酬を与えるというのは、民間であろうが、どこであろうが同じだと思うのです。こういった給与面とか、もしくは勤勉手当とかでそういうところに措置を行っているかどうか。その点を一つ聞かせていただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 2 市職員の資格取得について

資格が必要な職種というので申し上げますと、そもそも一般行政職員とは別に、採用の試験をまずは実施している。職種に応じて給料表が決まっているということですが、このほかとか、いろいろありますので、それについては担当する課長のほうからちょっと答えてもらうことにします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 2 市職員の資格取得について

給与面のことに限って申し上げますと、先ほど市長が申し上げたとおり、それぞれの資格を持った中で職種によって、公務員の場合は給料表がやはり決められております。そこで一般行政職として採用されている人間が、例えば有用な資格を取ったとしても、基本的には行政職給料表1というような形にはなりません。ただ、そういった面で例えば民間でいうと、例えば土木の関係で土木施工技師1級を取ったので、給与がぼんと上がるかというのと、そういった仕組みにはなっていないので、その面でいきますと、なかなか対応は難しいというのが、現状になっております。

また、手当というのも、当然、地方自治法に決まっている手当がありますので、それを超えた手当をまた設けるというのも、なかなか現実には難しいところです。やはりそういった

ところで、なかなか評価は難しいですが、ただ、当然、人事考課等もございます。上司がやはりそういった努力を把握して判断しておりますので、そういったところからの評価ができると考えております。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 2 市職員の資格取得について

なかなか民間と比較しても、給与体系とかあるので難しいというお話でした。確かに1級土木を取ったからといって、給料が2万円、3万円上がるというわけではないかもしれませんが。ただ、私の知っている例だと5,000円くらいとか、それくらいかもしれません。でもやはり、頑張ったのを認めてもらって、そういう分で報酬とか給与の面でわずか5,000円かもしれないけれども、上げてもらうというのは、やはりうれしいものがあると思います。先ほど、課長が上司がちゃんと見て評価しているということなので、それがどこまでかは私は分からないし、あえてここで聞きませんが、やはりそういうところをちゃんと見て評価していただきたいと思います。

また、資格を取得する——部署によっていろいろ資格、必要な資格があると先ほど市長がおっしゃいましたけれども、・・・と思いますけれども、例えば資格を取得された場合に、先ほど課長がおっしゃったので、建設部で1級土木とか1級建築とか取られた場合に、別の課とかに異動した場合とかは、別の部ですよ。異動した場合とか、なかなかその資格が生かせる場所がないということも当然あるわけです。そういうとき、そういうことがないように逆に資格を取得して、これだけの資格をこの部で取得したら、ちょっとこの部でしばらくいてもらおうと、そういう資格取得後の人員の固定とか、そういう面はやられているのか。その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市職員の資格取得について

私も答えることはできますが、やはり担当の課長から答えてもらうことにします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 2 市職員の資格取得について

今のご質問ですが、例えば1つの課にずっと所属させるという形では実際は行っておりませんが、ある程度の期間はそこで頑張ってもらうのは当然であります。また、課は違っても、議員、ご存じだと思いますが、関連する土木であれば、関連する業務がある所属課があります。そちらでまた所属を替えても、またその資格や経験が生かせるといったところの配置を、できるだけそういった形をすると。そういったことで資格を取得した人間もやる気がやはり出ますし、またそういった能力を生かせることで市民サービスの向上にもなるということで、適材適所ということで配置していきたいと考えております。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 2 市職員の資格取得について

分かりました。何で私がこういう質問をしたかという、先ほども言いましたけれども、市民のニーズが非常に多様化している中で、専門的知識が必要な部署が大変多くなってきている、そういう場合があると思います。ちょっと今、市でどうなっているのか分かりませんが、それこそ土木とかで技師さんとか昔いましたけれども、そういうのがなかなかいらっしやらないとか。あと、最近は固定していることが多いということでしたけれども、いろいろなところに異動し過ぎると、せっかく仕事を覚えたのに、違うところに行ってしまうって仕事がよく——また覚え直しとか、そういう事例が多々あると昔は聞いたことがあります。

やはり今、そうではなくて、スペシャリストの育成というのが非常に大切になってくるのかと私は思いますので、それに近いことをやられているということですが、今後もぜひ、そういう面できちんと資格を——逆にここで長くやるのだったら、この資格を取らなければならぬという気構えもできると思います。そういう面でもぜひ、そういう形でスペシャリスト化というのもやっていただきたいと思いますが、この項目1番の最後として、それを頑張っていたいただきたいということをお聞きして、ちょっと次の項目に入りたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市職員の資格取得について

私、自分の——以前はちょっと分かりませんが、今かなりそういう適材適所化を図ろうということをやっているのと、今ほど言った建設部とか、事業系の部署は本当にその人材を必要としています。そういったことも含めて、課長の先ほどの答弁ですが、なるべく長くということではありますが、やはりそういう傾向を強めていかないと難しいのではなからうか。

もう一つは、資格だけではなくて、私の視点としては、人事の面は適材適所——やはり人は人によって成し遂げられているということを非常に感じております。そういう意味では、資格に関わらず人材をきちんとしたところに登用していくというのは、これからは本当に十分、心を砕いてやっていく必要があると思っています。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 2 市職員の資格取得について

ぜひとも頑張っていたきたいと思います。

それでは、小項目の2番目。これはすみません、ちょっと書いたのですけれども、今返答の中で多分やっていると思うのですけれども、一応出した以上は聞かなければいけないと思いますので、聞かせていただきます。市職員が職務の遂行に有用な資格、免許を部署ごとに把握していらっしやいますかという、お答えいただいたと思いますけれども、一応お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市職員の資格取得について

これは、私の答弁に不足があれば、担当課長がすぐ手を挙げる準備をしていますので、これはしております。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 2 市職員の資格取得について

先ほどの説明を聞いたら、しているのだらうと分かったのですけれども、一応通告を出しておりますのでしないわけにはいきませんので、させていただきます。申し訳ございません。

それで、そういう資格を出しているということですが、そういった資格をある意味、公表——何がこの部署では有用で、何が職務の遂行のために必要であるというのを、外部とか市民向けに出して、ホームページでも何でもいいのですけれども、そういうので出していらっしゃるか。その点を今度お聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市職員の資格取得について

この点につきましても、担当の課長のほうから答えてもらいますので、よろしくお願ひします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 2 市職員の資格取得について

職員は自己申告書等でいろいろな自分の持っている資格等——私どもそれを把握していますし、どこの部署でどういったものというのは大体分かるのですけれども。先ほどの答弁にもありましたけれども、そもそも資格がないと仕事ができないというものについては、それぞれの保健師なら保健師だとか、保育士なら保育士とか、臨床心理士とか、それぞれの資格に基づいた職種で、要は採用試験を行っております。ほかの一般事務、行政職についてどういふ業務はどの資格がいるとまでは、なかなか……それが無いと仕事ができないという部分ではないので、そういったところのものは今のところはまだ考えておりません。

ただ、国などの業務ですと、例えばITの分野に非常にたけた方ですね。そういったことでそれに特化して、必要なところを採用しているというところもありますので、そういったところも必要であれば、これから研究していきたいと考えております。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 2 市職員の資格取得について

すみません、ちょっと私の質問が悪かったのですけれども、やはり資格を持って——看護師さんとか保育園とかの方は当然そういうので分かると思います。行政一般職の方でも、先ほど言われたとおり、資格がなければ仕事にならないということはそうそうないと思うのですけれども、やはり有用かどうかというのがあると思うのです。

そこで例えば先ほど——何度も出して申し訳ありません、建設部だったら一般土木とか、土木1級とか、建築1級とか、上下水道部だったら、多分水道の資格とか、もしくは簿記と

かもあります。例えば商工観光課の観光面だったら、これからインバウンドをやるのだったら英語が——英検というのは古いのでしょうか、今はTOEICなののでしょうか、そういうのが多分必要だと思うのです。

どういう部署でどういうのが必要かというのを、また市民の皆さんとか、外に出すことによって、今度例えば南魚沼市に就職したいと思っている若者が、俺、南魚沼市に帰ってこういうことをやりたいのだけれども、そのためにはこういう資格がいるのだったら、事前に勉強して取っておこうとか、もしくはなったら取りにいかねばならないと、そういうポジティブな人材が集まるのではないかというのを私ちょっと考えたので、ぜひこういうことも考えてみたらどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 市職員の資格取得について

私のほうで答弁いたします。それが条件ではないので。しかし、私は5年間、採用試験とかにも携わらせてもらっている中で見ていると、ちゃんとやはりみんな頑張って書いてきます。例えば英検は準1級だとか、すごいですね。そういうこととか、こういうことの資格を持っていますとか、いっぱい書いてきます。それらは条件としての採用にはならないかもしれませんが、当然我々の心を打つものだったり、すぐそちに即戦力ではないかとか、そういうことは十分考えて、その後の人事にも影響してくると多分思いますので、そういうことではなかろうかと思えます。

なので、こういうところが欲しいとかということは、やはりきちんとした資格の採用のときの書き込まなければいけないものはきちんと書く。それ以外の、議員がもしもおっしゃっている内容が、今私が前段言ったようなことであれば、それは十分みんなきちんと書いてきます。それは向こうから見れば武器ですし、我々としては本当に欲しい人材になるので、そういう関係性でとりあえず進んでいくことが大事だと思うし、そこで今不足しているかと思うと、全くそういうことは思いませんので、どうでしょうかという思いですね。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 2 市職員の資格取得について

分かりました。不足がないということなので、これ以上多分話しても、あまりやれやれと言っても水かけ論になると思いますので、ここに関してはこれで終わりたいと思いますが。

最後に、やはり行政が住民に対していいサービスを提供できるかというところは、当然市長も重要ですし、我々がそれを見て監視する議員も重要ですが、やはり職員さんの力というのは本当に大きいと私は思います。ぜひ、ここにいらっしゃる部課長クラスだけでなく、聞いていらっしゃるその下の職員さんも、私、見えていますので、ぜひ、頑張ってくださいと思います。それに対して行政としてどういう返答をいただけるかと思えますので、ぜひ、頑張ってくださいという思いを込めて、その後の意気込みをお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市職員の資格取得について

もちろん職員なくして行政は動きませんので、まざまざと本当に感じたのは、このコロナ禍の一連のずっと流れの中で、まさにそう思いました。本当に頑張ってもらっておりますし、モチベーションもへこみそうになるところも、みんなこらえながら頑張っておる職員でありますので、皆さんからもぜひ叱咤激励いただきまして、また私もそういうつもりでやっています。それが市民の負託、行政としての負託——私は市長職ですが、職員としてはそういうところにつながろうかと思っておりますので、ぜひ、頑張っていきたいと考えております。

〔終わります〕と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、大平剛君の一般質問を終わります。

○議 長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

次の本会議はあさって12月17日、午前9時半、当議事堂で開きます。大変お疲れさまでした。

〔午後4時28分〕